

## 予 算 特 別 委 員 会 (4日目)

1. 開会及び閉会 令和3年3月19日(金) 午後1時00分 開会  
午後5時12分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 増 田 順 弘  
副委員長 杉 本 訓 規  
委 員 梨 本 洪 珪  
" 谷 原 一 安  
" 内 野 悦 子  
" 川 村 優 子  
" 岡 本 吉 司  
" 西 井 覚

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 西 川 弥三郎  
議 員 奥 本 佳 史

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 阿 古 和 彦  
副 市 長 溝 尾 彰 人  
教 育 長 杉 澤 茂 二  
総務部長 吉 村 雅 央  
収納促進課長 椿 本 真 司  
市民生活部長 前 村 芳 安  
保険課長 新 澤 明 子  
" 補佐 葛 本 康 彦  
環境課長 庄 田 康 則  
" 補佐 西 川 勝 也  
保健福祉部長 森 井 敏 英  
社会福祉課長 林 本 裕 明  
長寿福祉課長 中 井 智 恵  
上下水道部長 井 邑 陽 一

下水道課長	西川賢
水道課長	福森伸好
教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子
学校給食センター所長	油谷知之
〃 補佐	安川賢明

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治
書記	和田善弘
〃	高松和弘
〃	中井孝明
〃	福原有美

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第33号	令和3年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
議第38号	令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
議第36号	令和3年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
議第34号	令和3年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
議第37号	令和3年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
議第35号	令和3年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
議第40号	令和3年度葛城市下水道事業会計予算の議決について
議第39号	令和3年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午後1時00分

**増田委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。長期にわたります予算特別委員会も、本日最終日であってほしいなというふうに願うわけでございますけれども、今日も卒業式ということで、非常に季節の変わり目を感じるところでございますけれども、本議会につきましては、あと、最終日を残して大詰めの段階でございます。本日最終日、慎重審議よろしくお願いを申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

それでは、委員外議員のご紹介を申し上げます。奥本議員でございます。

発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立を願い、必ずマイクを近づけてからご発言いただきますようお願い申し上げます。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

また、新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際しましては密閉空間にならないように入出口を開放しておりますので、ご了承お願い申し上げます。

委員各位におかれましては、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上できるだけ慎んでいただきますようお願い申し上げます。理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名をした後、初めに質問者が替わるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確なご答弁をお願い申し上げます。なお、答弁者につきましては部長または担当課長でお願いを申し上げます。

それでは議案審査に移らせていただきます。

議第33号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。ただいま議題となりました議第33号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

1ページをお願いします。第1条では、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億9,500万円と定めるものでございます。第2条では、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額、第3条では歳出予算の流用について定めています。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、11ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では1,003万6,000円、2目連合会負担金では632万5,000円、3目共同事業負担金では546万7,000円の計上でございます。次に、2項徴税費、1目賦課徴収費では295万2,000円の計上でございます。

次のページ、12ページ中段です。3項運営協議会費では28万7,000円の計上。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では23億円、2目退

職被保険者等療養給付費では100万円、下のページ、3目一般被保険者療養費では3,600万円、4目退職被保険者等療養費では50万円、5目審査支払手数料では829万8,000円の計上でございます。2項高額療養費でございます。1目一般被保険者高額療養費では3億5,000万円、2目退職被保険者等高額療養費では50万円の計上でございます。

14ページをお願いします。3項高額介護合算療養費、1目一般被保険者高額介護合算療養費では50万円を、2目退職被保険者等高額介護合算療養費では20万円の計上、4項移送費では1目一般被保険者移送費で10万円、2目退職被保険者等移送費で5万円を計上しております。5項出産育児諸費では、1目出産育児一時金で1,680万円、2目支払手数料で9,000円の計上でございます。

下の15ページ、6項葬祭諸費では、1目葬祭費で180万円、7項傷病手当金では100万円の計上でございます。

次に、3款1項1目国民健康保険事業費納付金におきましては、11億178万2,000円の計上でございます。

4款1項1目共同事業拠出金では1万円を計上しております。

16ページです。5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費では4,063万8,000円の計上でございます。

17ページ、2項1目保健事業費として583万3,000円の計上、6款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金では3,000円を、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金では300万円、2目退職被保険者等保険税還付金では40万円、18ページ、3目一般被保険者保険税還付加算金20万円、4目退職被保険者等保険税還付加算金10万円、5目償還金では1万円を計上、7款諸支出金、2項1目療養費等指定公費立替金として20万円、8款1項1目予備費では100万円を計上させていただいております。

次に、歳入に移らせていただきます。7ページをお願いします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税では6億8,300万円を、2目退職被保険者等国民健康保険税では、118万円の計上でございます。

8ページをお願いします。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料といたしまして、10万円の計上でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金といたしまして、28億9,885万8,000円の計上でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では3,000円、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では2億6,650万8,000円の計上、2項基金繰入金では、1目財政調整基金繰入金で2,734万3,000円を計上しております。

6款1項1目繰越金で1万円。

9ページです。7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金では400万円、2目退職被保険者等延滞金で1万円の計上、2項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料といたしまして1,164万8,000円、3項1目療養費等指定公費返還金では20万円、一番下、4項雑入では1目滞納処分費で1万円、2目一般被保険者第三者納付金で200万円、

3目退職被保険者等第三者納付金10万円、4目一般被保険者返納金1万円、5目退職被保険者等返納金1万円、そして6目雑入として1万円の計上でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** それでは、よろしくお願いたします。

まず、歳出の方からいきます。6ページです。歳出ですが、歳出で大きいところは当然保険給付費、医療にかかられている方の3割負担以外の、7割の部分の保険給付費が27億1,600万円程度あって、それともう一つは国民健康保険事業費納付金ということで、これは国保が奈良県に単位化になりましたので、奈良県全体の国保事業に対して、葛城市として割り当てられている納付金だろうと思います。

そこでまずお伺いしたいんですけども、県に納める国民健康保険事業費納付金、これが前年度予算と比べて大変大きく増額となっております。約18.7%も増額となっております。これが県のこれまでの、今、移行期間なわけですけども、何でこういう数字になっているのか、ちょっとお聞きしたいんです。この積算根拠、どういう積算根拠でこういうふうな数字となっていて、こういう上がり方になっているのか、このことについてお伺いいたします。

それから2つ目でありますけれども、納付額というのが、前、説明のときに、3年の見直しということもあって新たなことで、厚生文教常任委員会でしたか、条例を説明するときだったと思うんですが、資料で、県単位化に向けて段階的にやっていくということで、色つきのこういう資料をいただいたと思うんですけども、そこを見ると納付額、県に対して納付金を納める納付金相当額ということで8億3,500万円余り、納付金金額が計算して出されてるんです。これと保険事業納付金ですか、3の、3款になるところの、この金額の関係がよく分からないんです。私は県が示した計画に沿って、いわゆる方針案の保険料と、それから被保険者の数を掛けたその分を、先ほど言いました金額、それを納めたらいいものかなと思ったんですが、大きくずれてるようなところもあるので、この関係についてちょっと教えていただきたいんです。

それから、歳入の方についてちょっとお聞きしたいんですけども、5ページの方に戻りますけれども、1款の国民健康保険税、収入の方もこれ、かなり、大きい金額は限られていますので、皆さんからいただく保険税と、それから県支出金ということで、県が国から受けたり、県自体のもの、従来は葛城市に入っていましたけれども、今はそれを県の方が差配して、葛城市にこういうふうな形で支出金が下りてきてるわけですけども、保険税の方なんです。これが今年度と比べて、前年度予算を見ていただいたら分かりますけれど、7億3,000万円余りが6億8,000万円程度の減額となっております。これについて、保険税のあれは上がっていくわけです。この前の条例案でも出ていましたように、来年度上がるわけですし、県の定めた金額で上がっていくわけですけども、また高齢者も増えているはずで、当然国保加入者も増えているんじゃないかなと思うんですが、この減額の予算となっております、

保険税が。このことの理由、この3点についてお伺いします。

**増田委員長** 新澤課長。

**新澤保険課長** 保険課の新澤です。よろしくお願いします。

まず1つ目の質問でございます。国民健康保険の事業費納付金がなぜ大きく上がっているのかということです。

今年度、奈良県より県全体の保険税負担抑制のための県繰入金の活用が見える化したいということで、県から提案がありまして、これまで公費分として県下の国保全体の経費から差し引いた費用、この費用を割合に応じて国保事業費納付金として市町村へ請求されてきました。それを県繰入金分については、一旦市町村へまず交付し、同額を国保事業費納付金に含めて県へ納付することとされたため、これによりまして令和3年度の当初予算では、県特別交付金の交付額に奈良県全体の保険税負担抑制のための県繰入金活用の見える化分、この部分を加えることになり、今年度見える化分を含めて同額を歳出の方の事業費納付金の方から支出するということになりましたので、ちょっと増えております。

**増田委員長** 葛本課長補佐。

**葛本保険課長補佐** 保険課の葛本です。よろしくお願いいたします。

次に2点目の方、厚生文教常任委員会、またはそれ以前の資料として提示させていただいた部分との差になってまいります。前回の資料というのは税率改正の資料というところの中で、保険税として賄うべき県の納付金というものがございます。これは令和6年度の統一に向けて決めました保険料方針、これに基づきまして、その方針で定めた1人当たり保険税と対象となる被保険者数の人数を掛けたもの、これが納付金、税で賄うべき納付金という金額になりまして、この部分につきましては税込と、それから保険税の軽減される費用があります。この軽減分によって賄う金額になります。今回、当初予算の方に計上させていただいている金額につきましては、この金額にプラスいたしまして、一般会計繰入金の方で繰り入れます財政安定化支援事業繰入金、この金額、それから保険基盤安定繰入金の中でも軽減分と合わせまして、保険者支援分という繰入れ分がございます。これは軽減対象となる被保険者数に応じて算定される金額になりますが、この分につきましては繰入額同額、これは保険税の一旦抑制的に使われてる費用になりますので、この分も含めて県へ納付することになります。

それと、先ほど課長の方から説明させていただきました、今年度から県の会計処理の変更に伴いまして、県が今まで使っている保険税の抑制分、これについても一旦割合に応じて市町村に交付し、同額をまた県に納めるということになりましたので、この部分も含めての金額になっております。そのため、かなり差が出てくるということでございます。

次にもう1点、3点目のお尋ねでございます。税率の方を改正させていただいた中で、税収が落ち込んでいるという部分でございます。金額に関しましては例年、現年の資料を使いましてシミュレーションを行った結果ということになりますが、特に今年度、令和3年度のシミュレーションに関しましては、まず1つは新型コロナウイルスの関係で、恐らく所得が落ち込むであろうという部分で所得を減少させて算定させていただいております。その部分

で、特に結果として税収が落ちる見込みになるということの金額になっております。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。よく分かった部分と、ちょっとまだ分からない部分があるので聞きしますけれども、まず最初の部分ですけれども、今年11億円というふうに大きく上がったのは、県から、本来は向こうで経費を差し引いてやっていた分を一旦こっちに渡して、それからまた向こうへ出すということでこうなったということで、そしたら歳入の方でその金額が入っているということなんでしょうか。それを教えてください。そしたら差引きがよく分かると思います。

それからもう一つですけれども、保険税として賄うべき金額プラス財政安定化、基盤安定のための分も乗せた上での納入になっているので、その差額が出ていますと。基盤安定の方は、これは国か県かの方から、あるいは地方交付税か何かの措置のものなんでしょうか。要は、私たちの被保険者が払う税プラス安定化基盤に関係するお金が入っている部分、これは財源はどこから出ているかということ、これについてちょっとお聞きします。

それから3番目ですけれども、所得の落ち込みということで、見込んでの計算ということですが、被保険者の数が減れば当然税収は落ち込んでくるわけで、当初の県の推計と比べて、だいぶ今、現状落ち込んできているように思います。当初、大体葛城市では9,000人ぐらいだったと思います、令和3年度の予想が。それが8,460人ぐらいに、かなり落ち込んできているのではないかなと思うんですけれども、こちら辺についてどうかということをお聞きします。被保険者が少なくなってくると、その分負担の割合が高くなってくると思いますが、ちょっと教えていただきたいと思います。

**増田委員長** 新澤課長。

**新澤保険課長** 保険課の新澤です。よろしくお願ひいたします。

歳入の方で、1つの見える化分につきましては、県の特別交付金の中に含まれております。事項別明細書の8ページ、県支出金の中の特別交付金、この中に含まれておりますので、これも大きく上がっているということになります。

以上です。

**増田委員長** 葛本補佐。

**葛本保険課長補佐** 保険課の葛本です。次に、2つ目のご質問についてお答えさせていただきます。

まず基盤安定制度につきましては、これは一般会計の方で、国の方と、また県の方から、併せまして4分の3に関しましては負担金として補てんされておりました、残り4分の1が市からの負担という形になってございます。それから、財政安定化支援事業の繰入れ分でございます。これは地方交付税措置をされた金額について繰り入れているものになります。

次に、3番目のご質問でございます。人数に関してのご質問ということで、県の推計値ですけれども、確かに平成30年1月に提示された数からはだいぶ変動がされておりますけれども、ここの分については毎年資料をお示しする中で、県の方でも見直しがされているところです。昨年の予算に用いました被保険者数と今年の予算に用いている被保険者数、県の推計

値ではほとんど差がない状態になっておりますので、8,500人程度ということで、現状若干市の方が上回っているような状況ということでご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 結構です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

内野委員。

**内野委員** ページ数16ページの1項特定健康診査等事業費の、1目特定健康診査等事業費の中の、12節の委託料、特定健診の委託料の分なんですけれども、これ、特定健診ということで、こちらの概要の方に詳しく載せていただいているんですけども、昨年、コロナ禍ということで、やっぱり人数も減っているかなと思うんですけども、何人ぐらいあって、昨年、新年度、後期高齢の方も入れて何人ぐらい見込んでおられるかというところの部分を教えていただけたらなと思います。

それと、ページ数が17ページの、1目保健事業費の中の18節負担金補助及び交付金の中の人間ドック助成のところ、対象者が何人おられるかというところで、対象じゃなくて実績、よろしく願いいたします。その2点、まずよろしく願いいたします。

**増田委員長** 新澤課長。

**新澤保険課長** 特定健診事業の、まず状況であります。令和元年度の実績は2,039人で、34.1%ありました。令和2年度の見込みは1,400人ということで、23.4%を見込んでおります。後期高齢者の健診事業の方ですが、令和元年度は967人、18.7%、令和2年度の見込みとして840人、16.3%と見込んでおります。あと、人間ドックの状況ですが、令和元年度分として229件、2月末で206件の実績がございます。

以上です。

**増田委員長** 内野委員。

**内野委員** ありがとうございます。特定健診に関しては、今、数字聞かせていただいたら減ってるなというのが、そこのところまた聞かせて、なぜ減ったのかということと、あと、後期高齢も同じく減っているのかなと思うんですけども、そこところの理由と、人間ドックに関してはまた、令和6年度になったら県単一化になるので、これ、ほとんど市の単費でやられている事業なので、前にも他の議員が申しておりましたけれども、令和6年度以降、これだけの人数、今聞かせていただいたら前年度で、令和元年度で229人の方、ほんで、本年度の実績が206人ということで、2月末で206人ということで、この方々が令和6年度以降、やっぱり人間ドックでお受けになって、健康管理していこうということで受けられているんですけども、今後、令和6年度以降、この方たちが県単一化になったときに、市として基金を使っていくのか、またそれに代わる何かをお考えになっておられるのかということ、ちょっとお伺いさせていただけたらなと思います。

**増田委員長** 新澤課長。

**新澤保険課長** 保険課の新澤です。よろしく願いします。

まず、特定健診の数が減っているという理由なんですけれども、春の集団健診の時期がちょうど緊急事態宣言の真ただ中にありましたので、前半にありました春の集団健診、ちょっと中止させていただきましたので、その分が大きく減っているという理由になります。

以上です。

**増田委員長** 葛本補佐。

**葛本保険課長補佐** 保険課の葛本です。

令和6年度以降、保健事業の在り方という部分ですけれども、保健事業につきましては、やはりできるだけ充実した部分にしていくべきというふうには考えております。今は、現状あるものを引き継ぎながら、いろんな交付金で手探りしながら、できるだけできるものをさせていただいているところなんですけれども、確かに令和6年度ぐらいになってきますと、国保財政の見通しというのも今よりもっと見通しが立ってくると思いますので、その時点で取り組むべきもの、これについては今の段階から考えていくべきものなんですけれども、やはり長期的に継続すべき事業というのをやっていくべきだと考えておりますので、実行としては健康増進課の方でお願いすることになりますので、両方連携を取りながら模索していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

**増田委員長** 内野委員。

**内野委員** ありがとうございます。そうなんです、健康増進課とともにやっていかなあかんということで、去年はコロナ禍で、ちょうど緊急事態宣言が出たので前期の分がなくなったということで、今年度もどのようにまた今後、コロナがどういうふうになっていくか分からない中で、本当に原課においてはご苦勞をおかけいたしますねんけども、1年、去年受けへんかった人が今年も受けられへんとなったら、これまた健康管理に対しても、やっぱり市民の方に何とかして受けれる体制をつくっていただけたらなと思います。精いっぱいやっていただいているのは分かるんですけども、どうか来年度、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** それでは、ちょっと歳入の方で2つほどお聞きします。

1つは7ページのところになりますけれども、1目の一般被保険者国民健康保険税のところの、被保険者の人数はさきの条例審査のときに、令和3年1月時点で8,589人というふうにお聞きしましたけれども、この被保険者の中で滞納者が何人いるのか、1目だけで結構ですので、滞納者が何人いるのか。それから、短期保険証の発行数及び資格証明書発行数を教えてください。

**増田委員長** 椿本課長。

**椿本収納促進課長** 収納促進課、椿本でございます。

令和3年3月15日、今年度の3月時点なんですけど、現年分、滞納繰越分合計の数字しか今ないんですけども、国民健康保険の普通徴収分で1,062人が滞納の人数でございます。

以上です。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。よろしくお願いします。

資格証明書についての発行実績はありません。短期証の発行世帯数ですけれども、令和3年2月末時点で51世帯ということです。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 短期保険証の方を発行していただいて、資格証明書はなしということなので、今、コロナの時期ですから、政府の方も特例的な措置も取ったと思いますので、引き続き皆さんが受けられるように、受診できるように、よろしくお願いしますと思います。

滞納分については、現年分と過去の分と一緒にの数ということで、実際には現年分がかなりあって、3月末までに、それなりに払っていただけるのかなと思うんですが、全体が8,500名余りですから、かなりの滞納者が出ているということだろうと思います。今、大変コロナ禍で、減免の特例措置があってもこれぐらいあるというふうに認識させていただきました。ありがとうございます。よろしくお願いします。

それと、続いてですけど、8ページになりますけれども、繰入金のことについて1つだけ伺いたします。財政調整基金繰入金であります。財政調整基金繰入金を入れて、歳入の方でゆとりを持たそうということだろうと思うんですが、財政調整基金繰入金ですが、現在、残高、繰り入れる前の残高、幾らになっているのでしょうか。繰り入れる前です。繰り入れてからでも足したら同じなんですけども、繰り入れる前の基金残高について教えてください。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。よろしくお願いします。

令和2年度の方で、2億54万4,813円になります。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。2億円ばかり基金の方にたまっているということで、実はこれは何度か私も申し上げたことがあるんですけども、今回はちょっと意見になりますけれども、奈良県国保単位数化が始まるまでは、ほとんど基金はありませんでした。なぜかというところ、一般会計から葛城市の場合は補てんしてましたから、平均すると1億4,000万円余り補てんしてたということは一般質問でもご回答いただきました。そのときはゼロだったんですが、これをもう一般会計から補てんするというのが国保奈良単位数化のところから出たものから、その財源は浮くということで、ぜひ基金に積み立ててほしいと、先取りでもいいからということで、それで1億円ほど積み立てていただいたところから出発したと思います、平成30年。したがって、今はほぼ3年間の間で1億円基金がたまった、つまり余剰なお金が出たということだろうと思います。それをどう扱うかということについては、また後で意見として述べたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議、希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、私は令和3年度葛城市国民健康保険特別会計予算に反対する立場で討論いたします。

反対の理由は、この間私、繰り返し申し上げてきたことなんですけれども、国保制度というのは社会保険、いわゆる協会けんぽとか、あるいは組合健保と違って、所得のない子どもにも均等割という形で保険税が発生いたします。これについては全国知事会等、平成27年に国の方にも要望書を出して、子どもの均等割について改善を求めるというふうな要望書も出ておりますけれども、私は先ほど質問したように、この3年間で1億円余剰金が出ていると。これは、1つは、葛城市の場合は病院があまりありません。保険の給付がこの間コロナでも、なかなか受診を抑えられたりインフルエンザが少なくなって、給付費が下がってきておると思います。そういうこともあったり、少し多めに取ったということもあるのか、見通しが少し、推計とは若干異なったりして余剰金が出てきたものだろうと思います。私はぜひこの余剰金を活用して子どもの均等割、これをぜひ軽減するような措置を取っていただけないかなというのが意見であります。今回、こういう措置を取っておられませんので反対するということですが、全国におきましては27の市町村、人口1万人未満のところから100万人以上の市も含めて、27の自治体で子どもの均等割の軽減措置を取っております。葛城市でも財源的には、現在子どもの方で被保険者の方は、葛城市で約1,000人余りです。子どもの均等割というのは3万5,000円前後ですか、何がしかですから、3,500万円、これは軽減措置取ったらもっと低くなると思いますが、財源的に私は十分あると考えております。

したがって、そうした形でこの特別会計を組んでいただけたらなというふうに思って反対するわけですが、現在国会が開かれておまして、そこで政府の方が、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について、審議されているところです。この中に就学前、未就学児の国民健康保険加入者の被保険者で、未就学児のお子さんについては政府が均等割半額補助、国庫補助したいというふうなことで提案されているわけです。そうすると更に、こうしたところでは葛城市の国保会計の財政負担は少なく、子どもの均等割というのを軽減し、子育て世帯を支えることができる。そういうふうに思いますので、そういう立場から、今回の国民健康保険特別会計予算について反対いたします。また、この国の制度が可決したら、そういうことが下りて補正予算等にもなると思いますので、その際にはぜひ、葛城市独自にこうした均等割について、もっと上乘せる形をお願いできたらなと思います。私も勉強して、修正案でも出そうかと思うぐらいの気持ちでありますので、ぜひそのときには議員の皆さんにもしっかり考えていただいて、葛城

市の子育て世帯を応援するという立場でお願いできたらなと思います。

お隣の橿原市では、今コロナで大変だということで、新年度の国保税の引上げを調整基金を取り崩して充てるということも聞いております。いろんな市町村で、市民の暮らしを守るために独自の上乗せ措置をやって、頑張っておられる自治体の1つとして葛城市が名のり上げられるように期待いたしまして、反対の討論といたします。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

梨本委員。

**梨本委員** 議第33号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険制度は国民皆保険制度の最後のとりでとも言われ、地域住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしています。しかしながら、国民健康保険の現状は被保険者の高齢化や、被用者保険等に比較して所得水準が低いことなど、特有の構造的問題により財政的に厳しい運営状況にあったことから、持続可能な制度を構築するために県は市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うことから、国民健康保険制度を支えるために県下の保険料負担が公平になるよう、市町村が納める国民健康保険事業費納付金を決定し、市町村が保険給付に必要な費用については保険給付費等交付金として全額交付する仕組みが設けられました。令和3年度の予算においては、令和6年度の奈良県下での保険料率統一に向けて段階的な引上げが必要となっている国民健康保険税について、引き続いて奈良県と協議し、激変緩和措置を活用した保険料方針に基づき、国民健康保険事業費納付金に必要な額を確保するための努力がなされております。

また、保健事業におきましては、生活習慣病の早期発見、重症化予防により、医療費の増加に歯止めをかけるよう、特定健康診査等事業では受診勧奨や節目年齢対象者への無料クーポン券交付による一部負担金の助成を継続実施し、受診率のより一層の向上と、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを中心とした保健指導事業の充実を図り、被保険者の方々の健康の保持増進に努めるための事業費が確保されています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、所得減少による税収の減少が見込まれる等、先行きが見通せない状況の中で、財政調整基金を活用して事業に要する費用を確保された予算となっております。

葛城市の被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、今後も奈良県と十分に協議、連携し、より一層の経営努力を重ねられることを望み、賛成討論とさせていただきます。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第33号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**増田委員長** 起立多数であります。よって、議第33号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

た。

次に、議第38号、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。ただいま議題となりました議第38号、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

まず、1ページをお願いします。第1条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億810万円と定めるところでございます。

では、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

8ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では269万9,000円、2項1目徴収費では150万7,000円の計上でございます。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で5億324万4,000円の計上でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金として50万円、おめぐりいただき、2目還付加算金として10万円、4款1項1目予備費といたしまして、5万円の計上でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

6ページをお願いします。1款1項後期高齢者医療保険料では、1目特別徴収保険料といたしまして2億4,245万5,000円、2目普通徴収保険料といたしまして1億4,229万5,000円の計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料では1目証明手数料1万円、2目督促手数料1万円の計上でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では1億2,267万円の計上でございます。

4款1項1目繰越金として1万円、5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料では、1目延滞金として1万円、2目過料として1万円の計上でございます。

7ページに移らせていただきまして、2項償還金及び還付加算金では、1目保険料還付金として50万円、2目還付加算金として10万円の計上でございます。3項1目預金利子では1万円を、最後の4項雑入では、1目弁償金として1万円、2目雑入として1万円を計上させていただきます。

以上、よろしくご審議お願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** それでは、1点ほどお聞きします。

6 ページ、歳入ですが、1 款後期高齢者医療保険料の 1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料及び 2 目普通徴収保険料ですが、それぞれ現年度分徴収保険料、これが入っておりますけど、人数を教えてください。それから、同じく普通徴収保険料を支払っている方の人数及び滞納繰越分のある方、人数をお願いします。

**増田委員長** 新澤課長。

**新澤保険課長** 保険課、新澤です。よろしくお願ひいたします。

特別徴収と普通徴収の、まず人数ですけれども、直近の 2 月で特別徴収の方が 4,227 人、普通徴収の方が 801 人ということになります。また、令和 2 年度の滞納者の件数なんですけれども、滞納者数が 54 名で、件数 323 件ということになります。

以上です。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。

続いてお聞きしますけれども、滞納者の中で短期保険証発行者、資格証明書はないのかなと思うんですが、ちょっと教えてください。

**増田委員長** 新澤課長。

**新澤保険課長** 保険課、新澤です。短期証の発行は、令和 2 年度 14 人となっております。資格証明書の方はございません。

以上です。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。これについては普通徴収の方が、やはり所得の低い方が普通徴収として天引きではないということで、結局所得が低いから払えずに滞納されておられると思います。コロナの時期ですから、とりわけ高齢者の方、やっぱりきちっと医療にかかれる、不安をなくすためにも、私としてはぜひコロナの時期は保険証を返してあげると、国保もそうですけれども、多分国の方もそんなことを言っていたような気も、私、せんでもないんですけれども、そういう通知があるのであれば、やっぱり保険証をきちっと返して、コロナの時期は対応していただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 毎回同じことになりますので、この場では手短にお話ししておきます。

後期高齢者医療制度というのは、本来は安心して医療が受けられるように、無償化である

べきだというのが日本共産党の考えであります。社会保険と税の関係、これについてはやはり日本ではもっと真剣に話し合うべきではないかと考えております。安心して老後が暮らせる社会をつくるためにも、現在の後期高齢者医療制度は自己負担があります。保険料という負担もありますし、さらには医療窓口での自己負担があります。これについても段階的に引き上げられようとしております。このことも含めて、本当に安心して高齢者の方が老後が送れるような保険制度に、今の制度はかなってないと考えますので、その制度に基づく特別会計予算でありますので、反対いたします。

以上です。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

内野委員。

**内野委員** 議第38号、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者の医療制度は、平成18年度に決定された医療制度改革の1つの柱である超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現を実施するため、高齢者の方が安心して医療を受けられる仕組みとして、平成20年度より開始をされた制度であります。奈良県内市町村で構成する奈良県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、奈良県全域の医療水準に対応した保険料を定め、給付を行っております。令和3年度予算は歳入歳出総額5億810万円となっており、前年度より1,000万円の増額となっております。主な要因は、広域連合納付金の支出が増えたものでございます。被保険者の増加が起因するとのことであります。

今後ますます高齢化が進む中、財政運営を十分に勘案し、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な制度となるために編成された予算であると評価をいたします。今後とも、奈良県後期高齢者医療広域連合と情報交換など、緊密に連携を図りつつ被保険者の実態の把握に努め、より適切な業務遂行を図り、安定した制度として継続できることを期待いたしまして、本予算の賛成討論とさせていただきます。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第38号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**増田委員長** 起立多数であります。よって、議第38号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第36号、令和3年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。ただいま議題となりました議第36号、令和3

年度葛城市霊苑事業特別会計予算についてご説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

まず、1ページをお願いします。第1条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,970万円と、第2条では地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、7ページをお願いします。

1款霊苑事業費、1項1目霊苑事業費として932万円の計上でございます。主なものとしたしまして12節の委託料で、緑化植栽等管理委託料192万2,000円、22節償還金利子及び割引料で、墓地の返還に伴う償還金として642万6,000円を計上させていただいております。

2款諸支出金では、1項基金費、1目霊苑整備基金費として1,018万円の計上、3款予備費として20万円を計上しております。

前の6ページに戻っていただきまして、歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項管理料、1目霊苑管理料では313万6,000円、2項手数料、1目霊苑手数料では5,000円、3項使用料、1目霊苑使用料では900万円の計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では13万3,000円、3款繰入金、1項基金繰入金、1目霊苑整備基金繰入金では642万6,000円の計上、4款繰越金では100万円の計上でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** それでは7ページの歳出から。霊苑事業費の22節償還金642万6,000円で、A区画、B区画、C区画、返還を予定されてると思うんですが、区画数と金額。それから歳入の使用料、900万円計上されている、これも同じようにA区画、B区画、C区画の数と金額。それから、1目の霊苑管理料、今年は非常に少ないと思うわけやけど、件数、どのぐらいあるのか。よろしくお願ひしておきます。

**増田委員長** 庄田課長。

**庄田環境課長** 環境課、庄田でございます。よろしくお願ひします。

まず初めに償還金でございますが、償還金の件数でございますが、A区画3件、B区画16件、C区画3件の合計22件、642万6,000円を見ております。

次に、使用料でございます。使用料につきましてはB区画換算で45万円の20区画、900万円を見ております。

最後に、管理料でございます。管理料につきましては、A区画6,600円の42区画で27万7,200円、B区画9,900円の213区画で210万8,700円、C区画1万6,500円の27区画で44万5,500円、計282区画、283万1,400円でございます。

それと現年度分、先ほど言ひましたのは継続分でございます。現年度分としたしまして、B区画9,900円の20区画の19万8,000円で、滞納繰越分としまして10万7,000円を見ております。計313万6,000円でございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 返還金のところで、区数は分かったけども、金額をちょっと教えてよ。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 返還金の金額でございますが、642万6,000円を見ております。

増田委員長 単価な。それぞれの単価やな。

庄田環境課長 A区画としまして27万円の60%、B区画は45万円の60%です。C区画は90万円の60%でございます。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 ちょっとだけ質問させていただきます。下にポスターも貼られていろいろご努力されているのかなと思うんですけども、ちょっと僕、ホームページ新しくなって、どんな感じで載ってるのかなと思って、探し当てれなかったんですけど、載せてたらそれでいいんですけども、ホームページにもちゃんとご紹介されてるんですか。ちょっと僕、よう見つけなかったんですよ、昨日。

増田委員長 西川補佐。

西川環境課長補佐 ホームページの掲載でございますけども、例年、今までは年1回の期間を決めて募集の方をさせていただいておったんですけども、この4月の方から随時募集ということに変えさせていただいて、そのPRポスターということを貼らせていただいておりますけど、今どういう形で載せていけば一番いいのかということで、今考えさせていただいているところなので、4月に入れば、どういう形になるかも分かりませんが、掲載の方はさせていただきたくはしております。

以上でございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 いつでもというのは、まだ始まってなかったんですね。僕、ちょっと勘違いしてましたね。4月からやっていただけるのはいいんですけども、それも写真等々、ちゃんときれいな状態にして、これこそアピールできる場やと僕は思うんです。ぱっと見たときに、やっぱりきれいなところやなとなるような工夫していただいて、少しでも増えるようにご努力お願いしておきます。よろしく申し上げます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、副委員長から話あったわけやけど、随時というのは今年からするわけやんな。今、B区画にしたら何ぼ残ってあるの。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課、庄田でございます。

B区画に換算いたしまして、残区画数は283区画でございます。

以上でございます。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 283区画分残ってあるということは、ここ当分工事せんでも十分いけるということやんな。それでいったら大体年間、今言うたように20区画ぐらいを見ているけども、今も20区画見てあるやんな、B区画で。それで大体20区画は行かへんという計算やんな。行くん？ ほんまにのうなってきたから、予算はこんだけ見てるけども、令和2年度はどのぐらい来てあ  
るの。

**増田委員長** 西川補佐。

**西川環境課長補佐** 令和2年度で12件の募集がございました。今、新しい区画が200幾らかの区画が残っておるんですけど、昨年からはそれ以上の返還地がございますので、新規に利用される方も、その返還地を購入される方がほとんどになっておりますので、その分で当分は新規区画ということはないのではないかなというように考えております。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** ほんなら一応、今、あれやな。20区画見てるけども、大半は返還のところ消化できると。今、新しく残ってあるところは、今、手をつけてないということになるわけか。分かりました。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第36号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案どおり可決することにいたします。

次に、議第34号、令和3年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いたします。ただいま上程になっております議第34号、令和3年度葛城市介護保険特別会計予算についてご説明させていただきます。

当予算につきましては、令和2年度に策定いたしました令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に基づき、基金を3年間で1億4,000万円を取り崩し、保険料基準額の上昇を抑えた3年計画の初年度として予算化しております。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億6,890万円と定めるものでございます。介護サービス事業勘定の歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ2,730万円と定めるものでございます。

それではまず介護保険事業勘定から、事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では234万4,000円を計上。2目連合会負担金では97万1,000円を計上。3目計画策定委員会費では、令和2年度に計画を策定いたしましたので本年度は減額し、16万円を計上いたしております。2項徴収費、1目賦課徴収費では157万円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして13ページ、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費では959万8,000円を計上。2目認定調査等費では2,543万6,000円を計上いたしております。

2款保険給付費、1項給付諸費、1目介護サービス等諸費では、27億6,616万8,000円を計上。2目介護予防サービス等諸費では9,778万2,000円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして15ページ、2項その他諸費、1目審査支払手数料では300万8,000円を計上いたしております。3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費では8,544万円を計上いたしております。4項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費では、1億1,483万4,000円を計上いたしております。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費では6,775万9,000円を計上。2目介護予防ケアマネジメント事業費では1,608万1,000円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして、17ページから19ページにかけて、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費では2,312万4,000円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして20ページ、3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談・権利擁護事業費では314万3,000円を計上。2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では528万8,000円を計上。

ページをめくっていただきまして、21ページから23ページ、3目任意事業費では4,458万5,000円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして23ページ、4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金では9,000円を計上いたしております。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金では47万円を計上。2目償還金では8万円を計上。3目第1号被保険者保険料還付加算金では5万円を計上しております。

6款予備費、1項1目予備費では100万円を計上いたしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8ページにお戻りください。

歳入でございます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では7億1,797万1,000円を計上いたしております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料では1万円を計上いたしております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では5億4,627万6,000円を計上いたしております。2項国庫補助金、1目調整交付金では1億368万2,000円を計上。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では2,140万2,000円を計上。3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では2,042万1,000円を計上。4目総合事業調整交付金では361万5,000円を計上。

ページをめくっていただきまして9ページ、5目保険者機能強化推進交付金では420万1,000円を計上、6目介護保険保険者努力支援交付金では479万5,000円を計上いたしております。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では8億2,816万2,000円を計上。2目地域支援事業支援交付金では2,889万円を計上いたしております。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では4億5,059万3,000円を計上いたしております。2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では1,338万円を計上。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では1,021万5,000円を計上いたしております。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では9,000円を計上いたしております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では3億8,340万4,000円を計上。2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）では1,337万円を計上。3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では1,020万5,000円を計上。4目その他一般会計繰入金では4,006万9,000円を計上。5目低所得者保険料軽減繰入金では4,482万3,000円を計上いたしております。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では2,319万円を計上いたしております。

8款繰越金、1項1目繰越金では1万円を計上いたしております。

9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金では2万円を計上。2目過料では2万円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして11ページ、2項預金利子、1目預金利子では2万円を計上いたしております。3項雑入、1目第三者納付金では10万円を計上。2目返納金では2万円を、3目雑入では2万7,000円を計上いたしております。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳出の説明をさせていただきます。28ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定の歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では61万6,000円を計上いたしております。

2款サービス事業費、1項1目介護予防支援事業費では2,657万4,000円を計上いたしております。

3款諸支出金、1項1目償還金では1万円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして29ページ、4款予備費、1項1目予備費では10万円を計上いたしております。

続きまして、歳入でございます。27ページをお願いいたします。

1款サービス収入、1項1目介護予防サービス費収入では1,875万1,000円を計上いたしております。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金では853万9,000円を計上いたしております。

3款諸収入、1項1目雑入では1万円を計上いたしております。

以上で説明の方を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** よろしくお願ひします。

それでは、歳出の方から行こうと思うんですけれども、14ページです。2款保険給付費、1項給付諸費の2目介護予防サービス等諸費の、事業でいいますと介護予防サービス等諸費の中ですけれども、この予算計上が昨年と比べて大きく減額になっています。昨年は1億1,400万円余りあったんですが、9,700万円程度に減額になっていますので、これについて、どういうことかということについてお伺いしたいと思います。

それから2つ目ですけれども、16ページになります。これは3款の地域支援事業費の1目介護予防・生活支援サービス事業費でありますけれども、その中でこれも減少、一昨年から比べて予算の減少が続いてるんですけど、計上が減ってきてるんですが、訪問型介護予防事業及び介護予防支援事業、訪問型及び介護予防生活支援サービスの方が、これちょっと毎年減額になってきているので、どういうことになっているのかなと、現状、この予算でどういうことになっているのかなということについてお伺いします。

以上、2点お願ひします。

**増田委員長** 中井課長。

**中井長寿福祉課長** まず1つ目のご質問なんですけれども、確認をさせていただきます。14ページの介護予防サービス等諸費のところではよろしかったですか。ありがとうございます。

こちらにつきましては全て、来年度から8期計画が始まるわけでありまして、全てのサービスにおきまして、今までの実績と今後の高齢者の人数推計等々を全て「見える化」システムという国からのシステムに入れ込みまして、向こう3年間のサービスの量を見込んだ数字にはなっているんですけれども、介護予防サービス等諸費におきましても同じように今までの実績と今後の人数なり、介護の認定の介護度を推計した結果になっておりますので、どちらかというとその上の介護サービス等諸費の方はどうしても増額にはなっているんですけれども、予防サービス費の方がどちらかという減額の方で行っているところであります。

**増田委員長** 森井部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。

ご質問ありがとうございます。ただいまご質問いただいたのは、ちょうど私、課長をやっておりましたときに、谷原委員から3年前にご質問いただいた部分かと思いますので、私の方からお答えさせていただきます。

ちょうど今回、第8期計画を策定しました。その前の第7期を策定しましたとき、予防の方に力を入れて総合事業を開始しますというご説明を差し上げたと思います。その当時、さきに指摘いただいております介護予防サービス等諸費、この部分につきましては、従来どおり伸びてきている部分を、総合事業を入れるからといって抑えることなく、そのまま伸び率を入れているという形のお話をさせていただいたと記憶しております。また、16ページの方の介護予防支援事業の方につきましても、この訪問型と通所型、これについては介護給付費から地域支援事業費に、前回の計画で移ってきているものでございました。これは本来、これも総合事業を入れると減額できるものだったんですが、当然今まで使ってはる方に支障のないように、継続して使えるようにということで、上昇率はそのまま掛けた計画を、第7期では実施しておりました。当然この3年間の間に総合事業の方を実施してきました、それなりに総合事業の方が落ちていきますと、この事業の方は逆に、見ていただいたとおり額が減額できる状態になってきているという状況が見えております。これが今回第8期で見直した部分でありまして、介護予防のサービス等諸費と介護予防支援事業、この2つの部分については、今現在のデータに基づいて伸び率を入れた数字を、この第8期から入れさせていただいたということで、今年からこの額、下がってはおりますが、この事業に力を入れてないわけではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 見える化をするということで、何かソフトで計算して伸び率とかいろいろやられて、こういう結果が出てるといふことやから、そこは全くブラックボックスといふか、今の話だとどういふことか分からないので、ちょっとお聞きしたいんですけど、例えばこれは予防なんです。予防だし、訪問なんです。訪問といへば、大体ヘルパーとかが行って、家庭でそれなりにいろいろ障がいはお持ちでもそこで暮らせると、そういう方は非常に希望が多くなっております。ところが、そのヘルパーの単位といふか、出かけていく単位が1時間単位だったのが短くなっているといふふうなことはないんでしょうか。つまり計算上、介護保険上、そういうふうなことが行われているのかどうか。つまり、だんだんだんだん経費が下がってきているので、需要はあるわけです。でも経費は下がってきているので、また高齢者の方も増えてきてますから、ここだけは下がっていくので、先ほどコンピューターを入れてそういう計算をしてといふことなんですけど、ちょっとそこが、私は単純に言えばサービスの切下げがあって、需用があってもこうなっているんじゃないかなといふふうなことを気にしているんです。例えばヘルパーの単位が、1時間が40分になる、40分が30分単位になるといふふうな形で、利用がそういうふうな形になっているとすれば、経費は安くつきますから。そんなこ

とがあるのかどうか、その中身が、何でこれだけこういうふうに、ここの部分が、予防及び訪問のところは年々減っていくのか、そこについてちょっとお伺いしたいと思います。

**増田委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 実績を見込んでやっていますと言っている意味は、予算と決算にちょっと乖離があります。実績上は増えています。なので、予算上は減っているように見えておりますが、令和2年度と令和3年度を比べると、実績よりは増やしてやっておりますので、サービスを切下げしてるとかではなく、実績に基づいたという意味はそういう意味でございます。

**増田委員長** よろしいか。

**谷原委員** はい。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

内野委員。

**内野委員** よろしくお願いいたします。そしたら、こっちの予算案の概要で質問させていただきます。

今、介護予防普及啓発事業で、この64ページなんですけれども、るるいろんな事業が書いてあるんですけども、その中の認知症予防教室委託料が、約300万円から63万9,000円になっているということで、これ、何かほかの事業に変わられたのか、それとも縮小していったのかな。この理由をちょっと教えていただきたいのと、今回新規であたまの健康チェックというのがあるんですけども、38万5,000円、この内容を教えていただけたらなと思います。

それともう1点、65ページなんですけれども、家族介護支援事業の中で、家族介護用品の支給事業の紙おむつというところで、紙おむつを支給されるところの内容と、あとまた件数等々、今年度の見込み件数等々も教えていただけたらなと思います。その2点、よろしくお願ひします。

**増田委員長** 中井課長。

**中井長寿福祉課長** まず、認知症予防教室のことについて説明させていただきます。

こちらは金額的には下がっているんですけども、事業をやめるとか縮小するというものではございません。中身を精査いたしまして、金額の方はこのようになっているんですけども、中身といたしましては今まで従来やっていた形ではなく、今まではそれぞれ大字であったりサロンに出向いて介護予防教室をしていただいていたんですけども、来年はやり方を変えようと思ひまして、まず1つは、今までどおり地元といいますか、それぞれの地域に出向いてもらう介護の予防教室、ご希望があったところに行かせてもらう介護予防教室と、もう一つがセンター型といたしまして、来年度はどこかの市役所の施設のお部屋を借りる予定をしてるんですけども、そちらの方に介護の予防が必要な方を送迎つきで来ていただきまして、認知症に特化した事業所をお願いをいたしまして、介護予防の教室をさせていただくという2つのパターンに分けて事業を展開していこうと思ひました。ただ、その中で金額の方は、額面としては下がっているんですけども、中身の方はより充実させていただけるかなと思ひております。

続きまして、あたまの健康チェックというものなんですけれども、こちらの方も認知症予防に特化した事業の1つといたしまして、先ほどの認知症予防教室にもつながってはいく

ですけれども、ちょっと窓口に来られたりご相談があったりした折に、あたまの健康チェックというシステムを導入いたしまして、簡単な問い、問題を言います、答えますというような形の問いをさせてもらって、軽度の認知症であるとか、お医者様がする試験はできませんけれども、ごく一般的なものにはなるんですが、それを目の前でしていただいて、ちょっとゲームというか、クイズ形式のようなものになるんですけれども、それをしていただいた上で軽度の認知症の方を見つけ出しまして、介護予防、または重度化予防へのご相談なり、相談先を案内させてもらえるような1つの手段とできたらなと思ひまして、導入させていただくものです。

続きまして、紙おむつになります。こちらの方は、来年度からはちょっと対象の方が変わります。要介護4以上で、新規の方につきましては要介護4以上で非課税世帯の方を対象にさせていただくことになっております。来年度の予定といたしましては、対象の人数といたしましては260人程度になるのではないかとということで見込んで予算を立てさせていただいております。よろしくお願ひします。

**増田委員長** 内野委員。

**内野委員** 後のほうの質問からちょっと聞かしていただきます。

今、紙おむつなんですけれども、現状は介護認定、何以上かいうところと、何人おられたのか、現状というか、今までのところの人数を教えてくださいのと、先ほどのあたまの健康チェックということで、来られた方にちょっとしたチェックをしていただけるということで、ホームページの方にも載っています。「もしかして認知症？」みたいな感じで載っているので、そこでもまた、自分でここに、また身内で認知症じゃないかなと思うご家族もできるようなものをホームページにも載せていただいていると思うんですけれども、分かりました。このあたまの健康チェックというのは分かりました。これ、数字だけ見て減額したので、内容を聞かせていただいて、よく分かりました。これは定期的にされるんですかというところも、すいません。

**増田委員長** 中井課長。

**中井長寿福祉課長** まず、認知症予防教室の方です。

まず、来年度初めての形でやりますので予定ですが、センター型といたしまして、先ほど申しあげました1つの場所に必要の方に集まっていただくとするのは、月に2回で3か月をまずワンクールといたしまして、教室の方をさせていただく予定にしております。それを2回、前期と後期で、まず、新しい形になりますのでやってみようと思っております。

紙おむつの方ですけれども、令和2年度につきましては、最終人数といたしましては、月に大体320人が対象になっておりましたけれども、要件といたしましては要介護2の方が対象になっておまして、所得要件がございませんでした。ただ、来年度から国の地域支援事業の要綱が変更になりまして、国の地域支援事業の要綱の中で対象になる方をということで変更させていただいております。その分、ちょっと金額の方は枚数が少なくなる分業者に、今度またしかるべく業者選定をして入札をしていただくんですけれども、数が少なくなる分ちょっと単価の方が、一旦定価の方で予算の方を上げさせてもらっているんですけれども、

また入札の方をさせていただいて、しかるべく適正な単価にはさせていただけるかなと思っております。お願いします。

**増田委員長** 内野委員。

**内野委員** 分かりました。ただ、おむつの件はやっぱり介護2から4以降の、介護度がちょっと重い方からという感じの中になって、サービスが低下するのではないかなと思ったんですけども、分かりました。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

**川村委員** よろしく願いいたします。

今回、8期の計画ということで、今回私も8期の計画策定にいろいろと関わらせていただきました。介護保険料、7期は960円上がりました。それだけの、大幅に上がって、そして8期が240円と抑えていただいたということですね。介護保険の負担ということに、その方向から考えますと、やはり需要と供給のバランスに原課は頭を痛めていただいていると、これは本当にいろんな形で工夫をしていただいているということはよく存じております。私も、そのときの座長の大学の先生と色々な話をさせていただきまして、葛城市は非常に手厚い介護をしていただいているというのは、私もよく分かっておりますし、ただ、これからの課題ということになると、全体にどういうサービスを強化して、そして、要するに介護保険のサービスをどの部分で自立を促していくということになるんですが、その一番の要が地域支援事業、要するに総合支援ということに、一応、そういったこれまでの経緯になっています。ただ、一番心配するところは専門職、それに係る専門職が非常に少ないというご指摘がありました。これは計画の策定の中で、専門家としての立場で言っていただきました。今回、非常に長寿福祉課が多忙な状況の中で、この課がこれからしっかり円滑に仕事をしていただくということになると、専門職をやっぱり入れていかなければいけない部署だというふうに思っておりますが、今後の方向性です。課題をどうやってクリアしようとしているのかという考え方について、一度しっかりと伺いをしたいと、この予算審査のときに思っております。これは市長、副市長の方の考えも当然伴ってきますので、誰が答えていただいても結構ですので、よろしく願いいたします。

それから今回、認知症に特化した総合支援を強化していくと。この総合支援の在り方が、今、葛城市全体で捉えていただいて、非常にまだまだ希薄であるというふうに私は思います。地域の、要するに大字単位で、今回も場所を、センター方式を取るということは、最も近い地域包括支援システムの根幹となる、自分たちの住んでいる地域の中でやっていく介護事業というものはどうであるかということですので、この大字間でのそういった総合支援事業をこれからどういうふうに強化していくか。そして認知症サポーター、名前ばかりになっているかもしれないなと私は思っております。オレンジの輪っかをつけてたら、じゃあ何をしているのと。何もしているというような実態があまり感じられないので、これから認知症サポーターの理解、それから啓発をどのようにされていくのかという点をお伺いします。

**増田委員長** 森井部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。ありがとうございます。これからの課題、そして地域支援事業についてお話しいただきました。

策定におきましてはご協力いただきまして、この場をお借りしまして御礼申し上げます。当然、この地域支援事業の方に力を入れていく、その中でも認知症の部分で力を入れていく、今年はそれが大きな策定の柱だったと思います。その中で、そのための人員をいかに育てていくかということも課題に挙げていただいていたところでございます。まずは今年、新年度予算をこうやって組ませていただきまして、その上で3年間、地域支援事業を実施していく上で、職員と協力しまして人員の確保と育成の方を図ってまいりたいと考えております。先ほどのご質問にもありましたように、専門家の外部からの協力も得ながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**増田委員長** 中井課長。

**中井長寿福祉課長** 長寿福祉課、中井です。

まず、認知症の教室の方なんですけれども、先ほど私、センター型の方ばかりをご説明させてもらってしまったんですけれども、それ以外にも今までと同じように大字でご希望がありましたら出向きまして、同じように認知症の予防教室なり啓発の方はさせていただく予定をしております。先ほどのセンター型の方なんですけれども、こちらの方も、期間が一旦は3か月なんですけれども、終わりましたらそれで終わりというわけではなくて、その方たちでOB会を立ち上げていただくとか、そちらの方は地域の枠を超えてお仲間になっていただいた方同士で、また今、運動教室の方はそういう、地域で自主運動教室というのをやっていたらいいんですけれども、そんな形で少しずつ広げていけたらいいなという構想を持っております。そのもちろん支援、専門職であったり勉強会をするときの先生であったりは呼んで、そのOB会なりの支援はさせていただく予定をしております。

続きまして、認知症サポーターのお話です。以前からご提案いただいていたことかと思えます。確かに今まではサポーターの養成講座はするんですけれども、して、皆さん終わるところは確かにあったんですけれども、そんなお問いもいただいていたので、今年度は認知症サポーター養成講座をした方に登録制ということで、今後何かそういう認知症の教室であったり、活動、よくRUN伴というのを、皆さんで走ったりしているのがあるんですけれども、そんなときにも参加してくださいというところで、登録制でお名前を挙げていただきまして、そういう方から率先して、認知症に関わる事業についてはボランティアの形で出ただけのような制度を取ることにいたしました。来年度はその方々にもどんどんお声がけさせてもらって、地域に出向いてもらったりしていこうと思っております。お願いいたします。

**増田委員長** 専門職の配置。

溝尾副市長。

**溝尾副市長** 専門職の配置についてですが、職員の総数には配慮する必要があるとは思っているのがまず第一です。一方で、職員の中にも資格を持っている方もいらっしゃいますし、資格は持っていなかったとしても、その分野の職に、前職就いていたというなど、今年度いろいろ調

べさせていただきます、そういうのも含めて人員配置していければと思っておりますし、さらにそれで足りなければ専門職の採用ということについても検討しないといけないと思っております。

以上です。

**増田委員長** 川村委員。

**川村委員** 2025年がピークになっていくだろうと。これ、今回の予算書でも、やはり給付の金額は要介護の人数が増えていく。これは、今年はコロナでいろいろ抑えられて、240円という金額で何とか行けたかもしれませんが、このサービスが増えていくと、やっぱりたちまち介護保険料、きっちりと影響してくるわけで、でもその方たちのサービスをしない方向ではないんですよ、私言っているのは。今回の総合支援事業も強化していく。それから要支援を要介護にさせない努力、これは一生懸命やられてるといえるのは分かっていますし、その仕組みをもう一回8期で、この7期まで延々と来た中で、葛城市がやはり独自の健康寿命というか、そこを確保していくということを、今、新たにしっかり考えていっていただかないといけないと思うんですけども。

今、當麻庁舎、新庄庁舎で相談窓口というのが、今のところは當麻の方に長寿福祉課が存在しています。當麻庁舎の長寿福祉課に、実際介護の申請とかというのは、いろんなやり方があるんですけども、実際に窓口相談というのは、年間どのぐらい来られているのかと。それでその窓口が、新庄庁舎の窓口で聞いているというようなことは実際どのぐらいあるのかということも含めて、全部當麻庁舎に今は絞られているのかという、この実態について、いろいろと庁舎の、またこれからの課題もありますので、1回聞かせていただきたいと思います。

**増田委員長** 中井課長。

**中井長寿福祉課長** 長寿福祉課、中井でございます。

まず相談の件数なんですけれども、長寿福祉課の方は介護保険係といいます、本当に介護保険の申請に係る部分と、地域包括支援センターの方の総合相談といいますか、介護についての相談という2つ分かれております。まず地域包括支援センターの方につきましては、大体一月、総合相談という形で来られるのが大体30件ぐらいかなと思います。それ以外にももちろん電話で相談があったりする場面もありますし、そうになりましたらこちらの方から、ケアマネジャーの方がおうちの方に出向いて相談に乗ったり、介護においては代理の申請を出向かせてもらったり、それ以外にもご近所からこういう方いらっしゃいますというお困りのお電話いただいたら、専門職の方が2人なり3人がチームになって、おうちの方に健康相談というような形でまず訪問させてもらったりしておりますので、そこを含めると相談件数は上がると思うんですけど、単純に窓口に出向いてこられる総合相談で、今のところカウントしていた中では大体月30件ぐらいかなと思います。それ以外に、もちろん別に、一番介護保険係の方がメインになります介護認定の申請がございます。こちらの方は月に大体、新規申請が大体月に、今年度ですけど三十五、六件で、区分の変更をしたいとおっしゃる方が約10件、それ以外に更新、期限が来たので更新をとるところにおいて、対象者の方が大体月平均、今年度はちょっとコロナの関係で少なかつたんですけども、通常でしたら50から60件

の対象者の方がおられます。こちらの方につきましては、全て窓口に来られるわけではないんですけども、こちらの方は新庄庁舎でも受付はさせていただいて、しかるべく日程の日取りとかは新庄庁舎の方では完結させてもらっているんですけども、両方で、両庁舎でさせていただいているという形になっております。

お願いします。以上です。

**川村委員** 結構です。

**増田委員長** 内野委員。

**内野委員** また再度お伺いするんですけども、しつこいようなんですけど、おしめの件なんですけども、これ、今年度は要介護2以上でこの金額ということで、新年度は要介護4の方で、非課税世帯の方ということで金額が上がっていますよね。これ、今後業者を変えるからということでこのようになっているんやと思うんですけども、これはもっとほかに理由あるの、例えば2以上やったらあまりお使いにならないから、何というんか、でも、申込み聞いたら320人ということでもんね。この辺、2以上やったらあかんのかなと思って。その辺、ちょっとあんまり納得いかへんという感じの中で、すいませんけど、もう一遍。申し訳ない。

**増田委員長** 中井課長。

**中井長寿福祉課長** 長寿福祉課、中井でございます。確かに予算を取らせていただく分については、結局おむつ1つ幾らかというか、1ケース、1パック幾らという単価で出さないといけないので、今まではちょっと、やっぱり対象人数が多かったので、単価の方が少しお安い形で予算の方を取らせてもらってたんですけども、来年度ちょっと新しい形といいますか、数の方が減りますので、単価としてどれぐらいの見積りが出せるかというところにおいて、一旦定価の予算で取らせてもらったところなんです。それとあと、金額が下がるほうがいいんじゃないかというお問いやと思うんです。要介護2のままの方がというお問いなんですけども、こちらの方はあくまでも、やっぱり国の地域支援事業の要綱にのっとって進めてまいりたいと思っております。もしこの2と3の方をこのまま支給するとすると、一般会計の方からの支出になりますけれども、そうなることはやはり長寿といたしましては、数もどンドン、今でも増えているところですし、国の方も要介護4の常時失禁の方が対象であることがしかりだということを示していただきましたので、そのようにさせていただきたいと思って、来年度からは対象者を絞らせていただくことにしました。お願いします。

**増田委員長** 内野委員。

**内野委員** 少々了解しましたけれども、じゃあ今、2以上の方で、ずっと支給をされてた方にはしっかりとその辺のご理解いただけるように、よろしく願いいたします。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 関連になります。おしめの話です。私もこの話、聞いております。泣いておられました。税金払ってると、市民税払ってると。何で非課税の者がもらえて、私らはそんなに所得あらへんと。ほんまにかつかつやと。それで住民税非課税で切られてると。こんな話聞かせて担当者を責めるわけではないからあれやけど、ほんま、何で悪いことしたんかというふうなことで、訴えられました。泣いておられました、本当に。やっぱり市民税ずっと払ってきて、

住民税非課税、たまたまかつかつなっていないと。これ、もらえなくなっただけです。先ほどおっしゃったように、国の指導もあるし、一般会計でどんどん膨れ上がっていくということですが、私、これ、もうちょっと考えていただいたほうが。というのは、こういう方は家で生活しておられます。大体男性で、日常生活は何とかできるんだけど、トイレへ歩く間、どうしてもその間漏れちゃうことがあるということで、奥さんも大変だし、それを日中されたり、夜されたりする方が多いんです。それは家で過ごして普通の生活でやろうということ自分でしている方なんだから、そこは、やっぱり私はきちっと応援してあげるべきじゃないかなと思います。これはちょっと意見だけで言わせていただきます。本当に、ちょっと私も理不尽なところを感じるところがありますので、経過措置なり救済措置を何か取っていただけたらと、これ、ちょっと意見だけ述べさせていただきます。

質問ちょっと移りますけれども、歳入のところ。1 款の保険料、1 項介護保険料ですけど、1 目第 1 号被保険者の保険料というところですけど、これ、所得によってそれぞれ段階がありますからあれなんですけど、それぞれ人数が分かれば教えていただきたいと思います。非課税世帯からずっと高額所得までありますけれども、その人数を教えていただきたいと思います。それから、上限があったと思いますけど、上限の所得金額は何ぼなのかということをお教えください。

それから、30ページになります。ちょっとこれは給与費明細書の方ですけども、職員の数、これについては表があります。職員数ということで、前年度と本年度ということになっておりますけれども、括弧書きの短時間勤務職員について外書きするというふうにあるんですけども、ちょっと人数が減っているような感じがするので、前年度として括弧書きの中が減っているような感じがするので、これについてお伺いします。フルタイムが増えたのかなというふうに、フルタイムの方もちょっと内訳書を見ると何人かおられますので、この職員の数が、括弧書きは短時間勤務職員ということですので、このことについてお伺いします。

**増田委員長** 中井課長。

**中井長寿福祉課長** 長寿福祉課、中井でございます。

まず、来年度の介護保険料の算定に当たりましての見込みの人数でございます。段階別に申し上げます。

まず第 1 段階が、一応見込みとして1,974人相当として、第 2 段階が707人、第 3 段階が618人、第 4 が1,766人、第 5 が1,298人、第 6 が1,623人、第 7 が1,406人、第 8 が574人、第 9 が193人、第10が342人の総数 1 万 501人と仮定して、一旦予算の方は組みさせていただいております。あと、所得なんですけれども、葛城市では第10段階が一番所得の多い方の段階になるんですけども、こちらの方は課税であり、合計所得が400万円以上の方は第10段階ということでお願いをしております。

続きまして人件費の方なんですけれども、まず今年度は会計年度任用職員の方が、今までパートタイムでいただいていた方を、来年度お二人をフルタイムでお願いしたいと思っております。あと、職員の方の人事配置の方で、1 人が業務の関係から、一般会計の方からの払出しになっておりますので、総数としては減ったという

ことではございません。よろしく申し上げます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。2回目にお伺いしますけれど、滞納者、ここに書いてある普通徴収、特別徴収、それぞれ人数及び滞納者の人数をお聞かせ願えますでしょうか。8ページです。先ほどお伺いした1目の第1号被保険者保険料の中の、特別徴収と普通徴収ありますけど、それぞれの人数及び3節の滞納繰越分の保険料、滞納されている方の人数をお願いします。

**増田委員長** 中井課長。

**中井長寿福祉課長** まず滞納の方ですけれども、まず特別徴収は一応、徴収率100%ですので、滞納に繰越しはありません。人数ですか。特別徴収の被保険者の人数ですね。すいません、ちょっと調べさせてください。

それと滞納の方は、令和元年度で滞納者数が189人となっております。特別徴収と普通徴収の人数ですけれども、それは今の予算でよろしいですか。予算におきましては、特別徴収と普通徴収の振り分けにいたしましては、例年の大体調定の割合で、特別徴収と普通徴収に予算を分けておりまして、大体特別徴収9割……。

**谷原委員** 被保険者の数が聞きたいから、それは被保険者の数。

**中井長寿福祉課長** 令和元年度の決算時におきまして特別徴収が9,759人、普通徴収が1,255人ということ、最終終わっております。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 普通徴収というのは所得が非常に低い、所得かな、18万円かなんかでしたね。大変低い方が天引きではなくて、特別徴収は全部天引きですから100%、今おっしゃいましたけれど、1,255の方がそういう、所得が低くてお金で支払っているという方で、こういう方が滞納されるわけです。だからその滞納者が189人いるということで、この滞納者は10割負担になりますから、実質上、なかなか介護サービスを受けることができないということになるのかと思いますけど、こういう現状ということは分かりました。ありがとうございます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

西井委員。

**西井委員** 補正でも申し上げてましてんけど、データを調べてもろうてるかどうか知りませんねんけど、介護保険の、結局業者が葛城市に何件ということも言われてるねんけど、その中で葛城市に保険料、結局払うてる給付費かな、あと市外とどれぐらいの割合になってるか、その辺調べてはるんかな。過去の、例えば過去5年間なり、やはり給付金を払うてる率が多いほど、やはり仕事の量が多いと。その仕事の量が多いことによって、市内業者が育成できるやないかと、そういうことを基準に調べといて、初めて市内業者を、これ、あまり市内業者を育成、育成というのは、いろんな事業からいっても問題点は問題点として考え、全部の業者が競争原理の中で働いてもらわんなんというのは事実やけど、ただ、その辺のデータも調べといて、いかにやはり育成しなければならないかという考え方も、これ、行政として持たねばならない。

例えばこの款とは関係ない、国保でもそうやな。葛城市は国保の保険利用料自体が奈良県下の中で低いと。皆さん健康であって低いならええけど、医療機関が脆弱やから低いという考え方もある。その辺でいったら、やはりいろんな保険も、こういう国保も含めて、健康で使われないやったらええけども、使いにくく、使う施設が少ないとか、使う施設が充実してないから使わないということが出てきたら、大変困るわけ。せやから、介護保険なんか国保に比べてずっと後の保険やから、保険始まって以来から、行政としてはその地域のそういう業者を育成するというのを、非常に考えねばならないけど、今言うたとおり、その辺のデータ、持ってませんねやろう。はっきり言うて。始まって以来からでも、本来はデータを取っておいて、どのような将来性でどうなるかということをやっぱりきちっと調べといて、ほんで、こうなればやはり市内の、市内で起こったことは市内で解決できるような形の中で業者育成というのは考えていくというのは、これは行政の責任やねん。今からでも構わへんから、分かる範囲まで給付金の払い方のパーセンテージとかいうのを調べながら、今後、やはり市内業者がよく、できるだけ給付金使ってもらえるようにして、使ってもらうということは業者を育成するわけやねん。

その辺をちゃんと調べて、やはり市内の業者を育成せんかったら、医療なんかいうたら特にもっと前から始まって、国保でも葛城市は保険の利用金自体が少ないねんと。ほんまにみんなが健康で少なかったらええんやけど、医者がそばに少ないから少ないねんという考え方も出てきた。その辺も把握せんかったら、今、国保の場合は、奈良県一体化になってるから、同じ保険料を払いながら利用が少なくて、助かるものも助からんような状況になるとしたら、これは現実に地域の医療機関を充実する努力という問題になってくるから、これは介護についても、将来的にどうなるか分からへんから、その辺も含めて地元業者の育成いうのを、そういうことを考えてるから、前の補正にもやかましい言うてるわけや。実際は、そういう資料をちゃんと調べといて、どのようにするかとかいう方向性を調べるためには、基本的には市内業者と市外業者のパーセンテージ調べなかつたら、徐々に市内業者を使うてくれはるような形になってくるということは、市内業者が充実してきたという判断材料の1つになるから、その辺、やはりきちっと調べてもろうてやっていってもらわな。将来展望見られへんやん、はっきり言うて。

調べてないということやから、その辺を今後ちゃんと調べた中で市内業者を育成するような形の、育成するというのは、業者をもうけさせるのと違うんや。一般市民が利用しやすいと、近いから、そういう意味合いで育成してほしいと。よろしくお願いします。もう答弁言うたかて、その基準がなかったら聞かれへんから、今後その辺の、できることやったら今からでも調べるねやったら率だけでも調べといてもろうて、時間のあるときに調べてもろうて、また報告をお願いします。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 分かりました。そちらの方、確認を、できる範囲の資料をつくれるかどうか確認してみます。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 私は議第34号、令和3年度葛城市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

介護保険につきましては、この制度上、被保険者が半分、そしてあと公費が半分という大きな枠組みが決まっておりますので、当然高齢者が増え、介護の需要が増えれば、それだけ介護給付費が増えるわけですから、国費の支出も増える、それから介護保険料も増えるということで、介護保険料を上げられたら大変だということで、お困りの方もたくさんおられて、滞納される方も出てくるわけですから、公費でとなると国は国でまた大変だという、そういう悪循環に陥っていると思います。行政の方は本当に一生懸命やっておられると思います。いろんなご相談にも親身に答えていただいて、限られた条件の中で一生懸命やっておられると思いますが、そもそも枠組みがちょっと、私は変えるべきだというふうな考えを、日本共産党は持っております。

これは今、国の方でもだんだん、私は合意になりつつあると思うんですが、先ほどありましたように、介護保険料は上限があります、所得の。合計所得金額400万円。つまりそれ以上、1億円の所得あろうが2億円あろうが、結局介護保険料は上限があって、一緒なんです。つまり所得税のように、所得が上がればそれだけ税を払うということと違って、ある意味では逆進性のような形になっておりますので、その上限を上げていくとか、とりわけ高額所得者にとっては、社会保険料は大変軽微なものになっております。所得の低い者ほど、こうした介護保険料、後期高齢者医療保険料、あるいは国保税も一緒ですけど、低所得者の方ほどこうした社会保険料は非常に生活に重くのしかかっており、さらには消費税10%、これも非常に重くのしかかっているわけでありまして。

したがって、こうした格差を是正し、累進性を導入することによって、この介護保険の会計を財政上も解決していかないと、これ先が見えたような話になってきていると思います。国の方でもだんだんそういう認識で、いろんなところで議論も始まっているようですから、現状では、私はもう本当に行き詰まるようなことになってるこの介護保険制度、何としても改善するという思いで、その制度の下にある葛城市の介護保険特別会計予算については反対いたします。

以上です。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** 私は議第34号、令和3年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

葛城市の高齢化率は奈良県平均と比較いたしまして、依然低い割合を維持しているものの、全国平均とほぼ同じ水準に迫る勢いで上昇しており、高齢化率が27.5%を超え、要介護認定率においても19%に達する見込みであり、高齢者を取り巻く環境は厳しい状況にあります。今回策定された第8期介護保険事業計画では、社会情勢や制度改正に対応し、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護予防地域づくりの推進、介護現場の革新に取り組み、地域共生社会の実現を目指すことに対応した策定が求められたものであったと思います。前期に引き続き、介護保険料は年々増加する介護給付費、介護報酬改定の影響などでやむなく値上げされましたが、第7期から繰り越された準備基金の取崩しにより、改定幅を極力抑える努力をしていただくことは評価させていただきます。また、地域支援事業における自立支援、重度化防止に向けた介護予防・日常生活支援総合事業や、認知症の方やその家族を支援する認知症予防推進事業を幅広く展開されることで介護保険事業の持続性を確保していくとともに、葛城市の実情に即した高齢者施策を図ろうとすることは評価に値するものであります。

初年度であります第8期介護保険事業計画の施策推進に努めていただき、高齢者を支える体制づくりの取組にご尽力をいただくことと、最後に私の方からもそのおむつのお話、お二方から出たから、僕言わなかったですけど、僕の耳にも届いております。先ほど課長の反応を見ても、さすがにという反応やったんで、これはしっかりと対応を、何か策を考えていただくことを心からお願い申し上げて、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論を終結いたします。

これより議第34号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**増田委員長** 起立多数であります。

よって、議第34号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第37号、令和3年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。

それでは、ただいま上程になっております議第37号、令和3年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,810万円と定めるものでございます。

それでは、お手元の事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

7ページをお願いします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目介護認

定審査会一般管理費では1,026万7,000円を計上いたしております。職員1名の人件費と事務費でございます。2項審査会費、1目介護認定審査会費では674万9,000円を計上いたしております。認定審査会委員40名の報酬と事務費でございます。2目市町村審査会費では、108万4,000円を計上いたしております。障害支援区分判定審査会委員5名の報酬と事務費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金では797万6,000円を計上、2目市町村審査会共同設置負担金では47万4,000円を計上いたしております。共に広陵町からの負担金でございます。

2款繰入金、1項繰入金、1目介護保険特別会計繰入金では904万円を計上、2目一般会計繰入金では61万円を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第37号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** ご異議なしと認めます。

よって、議第37号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後3時30分をお願いを申し上げます。

休 憩 午後3時17分

再 開 午後3時30分

**増田委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第35号、令和3年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉井部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の議第35号、令和3年度葛城市学校給食特別会計予算をご覧いただきたいと思います。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,340万円とすると定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の借入最高額を1,000万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。7ページの歳出をお願いいたします。

1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費では2,938万1,000円の計上でございます。人件費で2,785万3,000円、一般管理事業で152万8,000円でございます。

次に、8ページ、2目学校給食管理費では3億6,152万7,000円の計上でございます。学校給食センター運営事業で3億2,085万9,000円でございます。

次に、学校給食センター管理事業で4,066万8,000円でございます。

次に、3目地方創生臨時交付金事業費では249万2,000円の計上でございます。感染症拡大防止事業で同額の249万2,000円でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。6ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目教育費負担金で1億2,246万8,000円の計上でございます。

次に、2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では2億7,089万4,000円の計上でございます。

次に、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で1万円の計上でございます。

次に、4款諸収入、1項雑入、1目雑入におきましては2万8,000円の計上でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 8ページになりますけれども、2目の学校給食管理費の中の12節です。食物性残渣廃棄物処理委託料とありますけれども、これについては食物残渣、どういう状況になっているか、今年度と比べてどういう状況になっているかについてお伺ひします。

**増田委員長** 油谷所長。

**油谷学校給食センター所長** 学校給食センターの油谷です。よろしくお願ひします。

ただいまのご質問についてですが、今年度についてなんですけれども、今年度は給食の提供期間が例年と異なりまして、給食の実施の期間が6月から開始されて今現在に至っているわけなんですけれども、その代わりに8月にも実施の方をしております。それと、給食の実施期間が同じ9月から2月について比較しましたところ、残渣については昨年と比べて1割程度減少している状況でございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 1割程度減少した理由についてお伺いします。この間、おいしい給食ということでいろんな取組をされてると思いますので、そのことも含めて教えていただけたらと思います。

増田委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。よろしくお願いします。

先ほどの残渣が減少しているというふうな理由についてなんですけども、1つは学校給食の方で残さず食べていただくというふうな学校の教育、学校側での教育が第一にあると思います。それと、あと、コロナウイルスの感染症の対策としまして、配膳時、給食喫食時の感染症予防というふうなところで、通常と比べまして学校給食の品数の方が例年よりも1品少ない状況で実施しております。足りない部分につきましてはおかずの増量とかで対応しておりますが、その分もあって全体的な残渣の量は減っているのかとも思われます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 客観的にはそうなのかも分かりませんが、以前、調理のすばらしい方をお招きして、何か講習会等をやったりしたということがあったので、ちょっとそういうこともお聞きしたかったと思ったんですけども、あれば。

増田委員長 それ、教えてください。

油谷所長。

油谷学校給食センター所長 先ほどのご質問の続きについてなんですけども、今年度実施いたしました、著名な料理人の方の大田忠道さんと佐藤学さんに来ていただきまして、調理についてご指導の方をいただきました。実績といたしましては、8月と1月に大田忠道さん、佐藤学さん考案のメニューを提供いたしております。それと、そのほかに、調理についても栄養士の方と委託しております、東洋食品の調理員の方もいろいろ質問の方をする機会もございましたので、中華スープの取り方であるとか和食のだしの取り方であるとか、いろいろと教えてもらったというふうにお聞きしております。

以上です。

増田委員長 効果の手応えとかは。

油谷学校給食センター所長 効果の方は、学校の栄養基準の方がまた、更に塩分控え目にするというふうなところが、また方針として出されましたので、塩分を控えながらも味の方をよくするというふうなところで、その分が生かされてきているのかなというふうなところも実感しております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 ちょっと関連になるかもしれないんですけども、コロナにおいて品数が1品減っているということで、私の耳にだけ入ってるのかどうか分からないんですけども、保護者の方が、子どもがちょっと食べ足らずに帰ってくるのがたまにあるというふう聞いてるんです。

その辺、耳に入っていらっしゃるのか、もしくはもう既に対策を取ってらっしゃるのであれば、その辺教えていただけますでしょうか。

**増田委員長** 油谷所長。

**油谷学校給食センター所長** 学校給食センターの油谷です。

学校給食の献立の品数の方は、先ほどコロナウイルスの感染症対策のために1品減の方をしているというふうな話でしたけども、今年度の対策としまして、現状としまして野菜の摂取量であるとか栄養価の方が若干下がっているというふうなところがございます。それに対して、汁物とかについては、今年度としましては具たくさんにするであるとか、個包装のものを増やすというふうなところで対応しておりました。

それと、今後のことというふうなところなんですけども、令和3年度の4月からは品数を元に戻した献立を提供する方向で行っております。元の、以前の品数での提供をするというふうなところを、給食運営委員会や校長会などにも説明の方を行っておりますので、そちらの方で実施する予定でございます。よろしくお願ひします。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 教育委員会で聞いたときに、ちょっと部長言うてはったんやけど、いつも聞く滞納、小学校、中学校、幼稚園。一応、例えば令和元年までは幾らあって、令和2年度中に何ぼ集まって、それをちょっと教えてもらいたい。

**増田委員長** 油谷所長。

**油谷学校給食センター所長** 学校給食センターの油谷です。よろしくお願ひします。

先ほどの質問は、過年度分の分ということでよろしいでしょうか。

**岡本委員** 令和元年度末で何ぼあったと。令和2年度で何ぼ集まったと、今、最終的に何ぼあるねんと。

**増田委員長** 油谷所長。

**油谷学校給食センター所長** 令和元年度から引き継いでいる滞納の分について説明させていただきま

す。

令和2年度当初の過年度分の未納なんですけども、833件ございまして、未納額が314万3,215円でございます。そのうち今年度、今まで入金、徴収しております金額が50万6,525円となっております。今、滞納分として、未納分として残っておりますのは688件で、264万490円となっております。

以上です。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** これは小学校、中学校、全部入れてやろう。別々には分からへんのか。小学校、中学校、幼稚園では、トータルしか分たらん。

**油谷学校給食センター所長** 今、現状は。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

**川村委員** 予算の概要の方で、68ページの学校給食の管理費の学校給食センター運営事業の中に、今回、令和3年度がちょっと値上がりをしております。私、ちょっと気になるんですが、その他のところが増額しているんですけども、この理由を教えてください。それと今、地産地消率、学校給食の地産地消の、お米は結構ですのでその他の食品、要するに野菜とか、そのパーセンテージを教えてください。それから、今のこの概要のところの、学校給食センター管理事業のところにあります学校給食センター屋上防音シート設置工事（新規）と、これはどんなことになっているのでしょうか。よろしく説明をお願いします。

**増田委員長** 油谷所長。

**油谷学校給食センター所長** 学校給食センターの油谷です。よろしくお願いします。

まず1つ目が、予算の概要の68ページの一般管理事業のその他の部分、令和2年度当初予算が96万8,000円で、令和3年度予算が73万8,000円の内訳ですね。こちらの方の……。

**川村委員** 違います。その下、学校給食センター運営事業。

**油谷学校給食センター所長** 分かりました。

運営事業の方の、令和2年度、391万6,000円から700万6,000円に上がっていることにつきまして、主なものについては学校給食運営の需用費、消耗品の部分が多いものであります。こちらについては主な原因が、学校給食の方に使っております食器の入替えを一部考えております。こちらの方につきましては学校給食の食器の方で、給食センター開設以来食器の方を継続して使用しております。使用等によりまして傷とかが多く目立つようになってまいりました。劣化によって傷が多くつくると、洗浄でなかなか汚れが落ちにくくなったりしますので、こちらの方、雑菌の繁殖を防止するためにもこちらの方を入れ替えまして、食中毒防止に努めたいと思っております。全体的な食器を入れ替えるには多額な費用がかかりますので、今一番汚れが目立つ、それと、あと汚れの取れにくい食器でありますカレー皿の方を、令和3年度では入替えの方を検討しております。よろしくお願いします。

それと、続きまして地産地消率につきましては、野菜の方なんですけども、市内産の野菜の使用率は、令和2年度では14.73%です。それと県内産の野菜が15.24%、合計で県内全体で29.97%ということで、約30%利用しております。

それと、防音工事の方のことなんですけども、こちら、学校給食センター管理事業の方で、工事請負費で上がっている分でございます。こちらにつきましては、学校給食センター稼働時の騒音への対応でございます。ガスコージェネレーションシステムというのが、電力の補助の方を補助しておるシステムなんですけども、ガスを利用して発電をしております。そこから出ている低周波というのが周辺に、周辺のお家の方に影響しております。ガスコージェネレーションシステムから出ている低周波に対しまして、屋上の北側のフェンスに防音シートを設置する工事を行う予定でございます。

以上です。

**増田委員長** 川村委員。

**川村委員** 食器、特にカレー皿とかそういったものの色がついたり破損とかで、食中毒にならないというような方向で替えていただくということは、一定理解させていただきました。

それと地産地消率、頑張っていたいただいているなと思っております。この率を下げないように頑張っていたきたい。それは市内の農業者の育成とか、農業振興につながっていくと思いますので頑張って継続して、できるだけ、軟弱ものは難しいのかもしれないんですが、いろんなお野菜で、地域の食材で旬のものを食べるという教育は素晴らしいことだと思いますので、頑張って継続して、この率より下がらないように努力をしていただきたいと思います。

それから防音シート、これは何かご近所からクレームがあったりとか、そういった経緯でこれをつけることになったんですか。ちょっとそれだけ。

**増田委員長** 油谷所長。

それと、ちなみに地産地消率の目標値、あると思うので、それに対してさっきのパーセントというのか、併せてお願いします。

**油谷学校給食センター所長** まず防音についてなんですけども、こちらの方は平成30年頃から大字要望として上がってきたことに対する対応としております。

それと、地産地消率の目標なんですけども、今年度と比べまして5%ほど上がっていますが、こちらの方、目標値は今現在14%でございますが、20%、25%ぐらいを目指して……。

**増田委員長** 食育基本法で出ていますやろう。出てないの。調べておいてください。

**油谷学校給食センター所長** 分かりました。確認いたします。

**増田委員長** 川村委員。

**川村委員** 委員長のサポートもありましたので、私もそう聞けばよかったんですけど、でも本当に目標は、市内産を上げることがまず目標かなと、私の希望としては。まだ委員長、足りないというような思いも多分、思っ言ってくれはったと思いますねんけど、できるだけ、契約栽培というのは難しいのかもしれないけど、やっぱりそこを目指していただきたいなど。特に保管が利くような、ある程度その時期にあまり傷まないような食材なんかでしたら、やっぱりその旬というのを思い切り詰め込んだメニューにさせていただく、そういう工夫をしていただきたいので、まずそういった連携を取ると、農業者と連携を取るという姿が一番理想的なのかなというふうに思いますので、農林に聞いても、そのところはなかなか介入しにくい学校給食ですし、学校給食の立場から農業政策等のリンクというのは難しいというふうに今、私は感じてますので、できることならばそういった連携を取っていただきたい。それがやっぱり地域の、いろんな意味での食育と、それから農業振興というか、その発展につながると思いますので、よろしくお願いします。

大字要望で防音シートをとということですので、何かいろいろとそういった思いというのがやっぱりあってのことですから、しっかりと対応していつてあげていただきたいと思います。それで結構です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

**内野委員** 関連で。

**増田委員長** 内野委員。

**内野委員** 今、防音シートのこと、大字要望が出てやっとな、私もここ、音を聞きに行かせてもらったことあるんです。ちょっと近所から。やっとなこれ、防音シートがかけていただけるとい

ことなんですけども、ただ、北のフェンスにかけるといことで、日照的なものは大丈夫なのか、防音シートがどんなものか私、分からないから、その辺、暗くなったりしませんよね。そんなご近所の周りの家には、暗くならない。その辺だけ、すいません。

**増田委員長** 安川補佐。

**安川学校給食センター所長補佐** 失礼します。学校給食センター、安川です。防音シート工事関係についてご説明させていただきます。

ご質問の日照権の絡みなんですけど、日照権に関しては全く大丈夫です。防音シートの設置場所なんですけど、給食センターの屋上の北側のフェンスのところ2スパン分に防音シートをつける予定となっております。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** 先ほど梨本委員もおっしゃっていて、僕の耳にも給食が少ないというのは、1年前ぐらいか、僕もお聞きはさせてもらって、品数は少なくともコロナの感染症対策という意味でやられてると思うんですけども、品数がどうじゃなくて量を増やせという話はして、対応していただけたのかなと思って先ほども聞いてたんですけども、先ほど小梱包と言わはったんですか。

(「個包装」の声あり)

**杉本副委員長** 個包装、それは何なのか具体的に、あんまり僕、分からないんで、その内容と、あともう一つ、これ、予算には外れるのかも分からないんですけど、防音シートをつけられる工事の話、今出てたんですけど、地域の方々の協力あって成り立っているんで、それは対応していただくのはいいんですけども、ほかの苦情というか、僕、どっちかという臭いとかがあるんじゃないのと思うんですけども、その辺の対応とかというのは現状どのような、クレームがなければいいんですけども、その辺は、この2点お聞かせ願いたいです。

**増田委員長** 安川補佐。

**安川学校給食センター所長補佐** 失礼します。学校給食センター、安川です。

個包装の方なんですけど、デザートであるとかミルク、ふりかけ、個別に児童・生徒に給食として提供できるものを個包装と表現しておりました。一応、デザートでしたらカキであったりリンゴであったりします。あと、デザートでしたらクレープとか、あとアイスクリームとか、そういう感じを個包装として、カロリーの足りない分として提供させていただいています。

あと、大字要望の方で、臭いの問題でちょっと出ているのを確認しまして、近所の人とか区長の方に確認させていただきましたが、特に問題ないよということで答えをいただいております。実際、作っているときに、たまにほんまに臭いしてるかなということで、あちこち確認させていただきました。北側の山手のお墓の方で匂いするよと、でもええ匂いやでということでお答えをいただいております。

以上でございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 対応していただいってんねやったら、いい匂いと言っていたいっているんやったらそれでいいんですけど、個包装に当たるのかどうか分からないんですけど、柿の葉寿司とかも出されてるんですよね、今。それは個包装に当たるんですか。ちょっと今、中に入ってなかったの。

増田委員長 安川補佐。

安川学校給食センター所長補佐 失礼します。柿の葉寿司も個包装で提供させていただいています。以上です。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ありがとうございます。そうやって少しでも品数、足らん分をカバーしていただけるということなんですけども、やっぱり先ほど梨本委員おっしゃったみたいに、足らんという声、今でもたまに聞くんですよ。その辺も皆さんの、子どもたちの声をしっかり集めていただいって対応していただきたいと思います。今、大変な中やと思うんですけども、その個包装がいいアイデアと思うので、よろしく願いしておきます。以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今の量の問題なんですけれども、校長を集めまして量をどうしようかという相談をしますと、大体の話ですけど、中学校は戻してくれとか、小学校は戻してもらったら困るというような意見になるんです。というのは今、コロナ対策で、配膳の方を全て小学校、幼稚園の方は職員が行っておりますので、これ以上、今、減らしていただいた状況でどうにか配膳はできるけれども、増やしてもらったら配膳できないというようなことを言われてたんですけれども、今委員のご指摘のように量が足りないという意見が結構増えてきましたので、新年度の4月から戻すというようなことで一本化をしましたので、量的には4月からは増えていくというふうにお考えいただいって結構でございます。これが1点。

それからもう一つ、先ほどの地産地消の問題なんですけれども、お米はちょっと置いといてというお話もあったんですけども、これは委員長のご尽力をいただきまして、奈良県で地元のお米を食べてるのは多分、葛城市だけやと思うんです。学校給食会を通してお米を買いますと、奈良県産米は買えるんですけども、葛城市産米は買えない。でも今、委員長も入っていただいって地元のJAとお話をしたということで、今、入っておりますので、ここはうちの自慢できるところではないかなというふうに思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 私も川村委員の関連なんですけれども、先ほどその他のところで食器の買い替えというお話で、少し需用費が上がるというお話あったと思うんです。私の知る限り、新センター稼働

時に、発足時に耐久性のあるプラスチック容器ということで選ばれて、それをそろえられたというふうに思っているんですけども、そのサイクル、どれぐらいのサイクルでそういう買い替えをされるのか、感覚的にはそのサイクル、短いんじゃないかなということもあまして、どれぐらいのサイクルで買い替えていかれるのかということをお教えいただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

**増田委員長** 安川補佐。

**安川学校給食センター所長補佐** 失礼します。学校給食センター、安川です。

食器の買い替えサイクルの方なんですけど、他市町村の方に聞き取りさせていただきましたら、大体目安が6年で入替えを実施するというごことにお答えをいただいています。給食センター建って、使わせていただいてちょうど6年たっておりますので、ちょうど今が買い替えの時期となっております。買い替えの方なんですけど、一度に大量にはちょっと難しいので、一応3年に分けて、3回に分けて買い替えさせていただく予定を立てさせていただきます。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第35号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** ご異議なしと認めます。

よって、議第35号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第40号、令和3年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてを議題とさせていただきます。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 失礼いたします。上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま議題となりました議第40号、令和3年度葛城市下水道事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。下水道事業は、令和2年度から地方公営企業会計基準を適用して予算書を作成しております。

まず、1ページをお開き願います。第2条、業務の予定量でございます。水洗化人口は3万4,748人、年間有収水量は384万9,000立方メートルを予定しております。一日平均有収水量に直しますと、1万545立方メートルとなります。

次に、主要な建設改良事業といたしまして、管渠整備事業費等で6,826万円を予定しております。

次の第3条、収益的収入及び支出と、次のページの第4条、資本的収入及び支出につきましては、予算明細書に基づきご説明させていただきますので、28ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収益的収入からご説明させていただきます。

1款下水道事業収益総額は12億4,375万4,000円でございます。内訳といたしまして、1項営業収益では3億9,091万3,000円、うち1目下水道使用料で3億9,058万3,000円、3目その他営業収益で33万円でございます。2項営業外収益は8億5,284万1,000円で、その内訳といたしましては3目他会計補助金で5億1,318万5,000円、4目補助金で1,225万円、5目長期前受金戻入として3億2,740万6,000円でございます。

29ページに移りまして、収益的支出についてご説明いたします。

1款下水道事業費用総額は12億749万1,000円でございます。その内訳といたしましては、1項営業費用で10億5,737万6,000円で、うち1目管渠費では5,227万1,000円を計上しております。一般職員2名、会計年度任用職員1名の人件費と、下水道維持管理に要する費用でございます。

ページめくっていただきまして、3目業務費では1,149万5,000円を計上いたしております。下水道使用料の徴収業務に要する費用でございます。4目総係費では2,145万3,000円の計上で、一般職員2名、会計年度任用職員1名の人件費と、一般管理に要する費用でございます。

次のページ、5目減価償却費では7億1,610万4,000円の計上でございます。6目資産減耗費で352万円計上いたしております。7目流域下水道維持管理負担金では2億5,253万3,000円を計上しております。

32ページをお願いいたします。2項営業外費用は1億4,981万5,000円の計上で、1目支払利息及び企業債取扱諸費で1億4,622万9,000円、3目消費税及び地方消費税で358万6,000円の計上でございます。3項特別損失では30万円を計上しております。

33ページに移りまして、資本的収入及び支出の資本的収入でございます。

1款資本的収入総額は4億7,412万2,000円でございます。1項1目企業債で3億6,420万円、3項1目他会計補助金で1億992万2,000円でございます。

34ページに移りまして、資本的支出についてご説明いたします。

1款資本的支出総額は9億260万3,000円でございます。その内訳でございます。1項建設改良費で8,571万3,000円、うち1目下水道建設費で5,966万2,000円の計上でございます。一般職員2名の人件費と管渠整備事業に要する経費でございます。2目流域下水道建設負担金では2,605万1,000円の計上でございます。そして、3目固定資産購入費は、新年度はございません。

次のページに移りまして、2項1目企業債償還金では8億1,689万円の計上でございます。

2ページにお戻り願いたいと思います。第4条、括弧書きの部分でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億2,848万1,000円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、当年度利益剰余金処分額で補てんいたします。

次に、第5条、企業債では起債の限度額を総額3億6,420万円と定めており、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表記載のとおりでございます。

3ページに移りまして、第6条、一時借入金では、一時借入金の限度額を5億円と定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めております。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費4,578万1,000円を定めております。

第9条、他会計からの補助金では、一般会計から補助を受ける金額を6億2,310万7,000円と定めております。

第10条、利益剰余金の処分では、当年度利益剰余金の一部を、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして2,997万円を処分すると定めております。

以上、説明とさせていただきます。

なお、予算に関する説明書といたしまして、4ページ、目次記載のとおり添付しております。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** これ、どこというふうにはなかなか難しいんですが、1ページで言えば第2条のところの(4)主要な建設改良事業で、管渠整備事業費等とあります。この管渠整備の状況、どういうふうな状況になっているのかということについてお伺いいたします。水洗化人口、このようにありますから、あとどれぐらい戸数として残っているのか、市内のカバー率というか、管路の、どれぐらいカバーされておられるのか。あと、浄化槽の戸数とか把握されて、浄化槽でやっておられるところの戸数とかも、下水道で分らんですかね。環境の方かな、じゃあ管路の整備率の方、ちょっとだけお願いします。

**増田委員長** 西川課長。

**西川下水道課長** 下水道課の西川でございます。よろしくお伺いいたします。

委員お尋ねの管渠の整備状況なんですけども、今分かっている範囲で言いますと、令和元年度末の実績としまして、普及戸数としては1万4,751戸、普及人口は3万7,023人、普及率としては98.96%でございます。令和2年度末の見込みといたしましては、普及戸数は1万4,947戸、普及人口としましては3万7,178名、普及率は98.97%を見込んでおります。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 谷原委員に続いて、普及率は分かったので、整備率と水洗化率、教えていただきたい。

増田委員長 西川課長。

西川下水道課長 下水道課、西川です。よろしく願いいたします。

委員お尋ねの、まず整備率でございますが、令和元年度末の実績といたしまして、整備率91.02%でございました。水洗化ですけれども、令和元年度末実績としまして、水洗化戸数が1万3,504戸、水洗化人口は3万4,299名で、水洗化率としましては92.64%でございます。令和2年度末の見込みといたしまして、整備率はまだちょっと出してないんですけども、水洗化の見込み戸数は1万3,700戸、水洗化人口の見込みは3万4,524名、水洗化率としましては92.86%を見込んでおります。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 基金とか、ここに載ってないと思うんですけど、何かあるのかどうかということ。これだけ見ると大変資本投資が非常に大きくて、その利息払いで追われるということで、利益率が非常に低い状態ですので、将来大きな何かあるときに、そういうものがあるのかどうか、これについてちょっとお伺いしておきます。

増田委員長 西川課長。

西川下水道課長 下水道課、西川でございます。基金といいますものは、今現在保有しておりません。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第40号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第40号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

最後に、議第39号、令和3年度葛城市水道事業会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 失礼いたします。上下水道部の井邑でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま議題となりました議第39号、令和3年度葛城市水道事業会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。第2条、業務の予定量でございます。給水戸数は1万4,974戸、年間配水量は449万4,000立方メートルを予定しております。うち、県営水道からの受水量は100万立方メートルを予定しておるところでございます。年間給水量は429万2,000立方メートルを予定しており、1日平均給水量に直しますと、1万1,759立方メートルとなります。主要な建設改良事業といたしましては、配水管布設工事を予定しておるところでございます。

次に、第3条と次ページの第4条につきましては、収入支出の見積基礎に基づき説明させていただきます。31ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出の収益的収入からご説明させていただきます。

1款水道事業収益総額は7億7,747万円でございます。1項営業収益は6億5,366万1,000円で、うち1目給水収益は5億9,490万円でございます。説明欄記載のとおり、供給単価は税込みで138円61銭となります。2目受託工事収益で610万円、3目その他営業収益で5,266万1,000円でございます。2項営業外収益は1億2,380万9,000円で、うち1目受取利息及び配当金で213万7,000円、長期前受金戻入で1億2,010万円、4目雑収益で157万2,000円でございます。

32ページをお開き願います。収益的支出についてご説明いたします。

1款水道事業費用総額は6億8,006万3,000円の計上でございます。説明欄記載のとおり、給水原価につきましては税込みで127円74銭となります。一方、営業費用は6億7,129万円で、うち1目原水及び浄水費では2億9,201万7,000円を計上しております。一般職員1名、会計年度任用職員1名の人件費と、原水の取水並びに原水のろ過滅菌にかかる設備の維持及び作業に要する費用でございます。

33ページに移りまして、2目配水及び給水費では3,398万8,000円を計上しております。一般職員1名、会計年度任用職員1名の人件費と、配水設備並びに給水設備の維持及び作業に要する費用でございます。

34ページに移りまして、3目受託工事費では1,029万8,000円を計上しております。一般職員1名の人件費と給水装置の新設等の受託工事に要する費用でございます。

35ページに移りまして、4目総係費では8,071万2,000円を計上しております。一般職員3名、会計年度任用職員3名の人件費と一般管理に要する費用でございます。

37ページをお願いいたします。5目減価償却費では2億4,690万円、6目資産減耗費では647万4,000円、7目その他営業費用では90万1,000円の計上でございます。

次に、2項営業外費用は827万3,000円の計上でございます。その内訳でございますが、1目支払利息及び企業債取扱諸費で536万2,000円、2目雑支出で30万円、3目消費税及び地方消費税で261万1,000円の計上でございます。3項特別損失では3目過年度損益修正損で50万

円を計上いたしております。

38ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入からご説明させていただきます。

1 款資本的収入総額は5,865万8,000円でございます。3 項補助金、1 目国県補助金で28万8,000円、4 項1 目負担金その他諸収入で837万円、6 項投資返還金、1 目長期貸付金返還金で5,000万円でございます。

39ページに移りまして、資本的支出についてでございます。

1 款資本的支出総額は4 億758万5,000円の計上でございます。1 項建設改良費は3 億5,442万8,000円で、うち1 目浄水設備費で1 億2,672万2,000円の計上でございます。一般職員1 名の人件費と、浄水設備整備事業に要する経費でございます。2 目配水設備費では2 億1,477万6,000円の計上ございまして、一般職員1 名の人件費と、配水設備整備事業に要する経費でございます。

ページめくっていただきまして、40ページの4 目固定資産購入費では1,293万円の計上でございます。2 項1 目企業債償還金では5,315万7,000円の計上でございます。

2 ページにお戻り願います。第4 条、括弧書きの部分でございます。資本的収入が資本的支出に対し不足する額3 億4,892万7,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補てんいたします。

次に、第5 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費6,133万7,000円を定めております。

3 ページに移りまして、第6 条、たな卸資産の購入限度額は680万2,000円と定めております。

以上、説明とさせていただきます。

なお、予算に関する説明書として4 ページ、附属書類記載のとおり添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご審査賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** それでは、よろしくお願いいたします。まず、2 ページになります。収入、これは非常に大きくまとめていただいておりますので、このところで聞きます。

第1 款資本的収入の第6 項投資返還金ということなんです。これが5,000万円ほど計上されてますが、このことについて伺いたいんですが、いろんな諸表が、財務諸表がありますので、それとの関係でちょっとお聞きしたいと思うんですが、7 ページに、ここにも同じく表があって、資本的収入及び支出で収入のところ、この投資返還金というところに長期貸付金返還金とあるわけです。だから何かの貸付けなのかと思うんですけど、それが返還されるということなんですが、どこに貸し付けておられるのかということ、どういう性質のお金なのかということをお聞きしたいんです。それは9 ページのところ、これもキャッシュ・フロー計算書の方ですけど、9 ページの2 の投資活動によるキャッシュ・フローの中に、貸付

金の回収による収入ということで、多分ここ、言葉はそれぞれ違うんですけど、ここなんだろうと思うので、この貸付金というのはどこに貸していたということで、かなりの金額になりますので、このことについて、まずお伺いします。

それから2つ目ですけれども、同じく2ページの、最初の大きいところで見たほうが分かりやすいのであれなんですけど、第1款資本的支出です。こちらは支出の方ですけれども、資本的支出の方ですが、第2項企業債の償還金というのがあります。これが企業債を借りて、新年度償還するのが5,300万円余りということで、これ11ページのところ、これも諸表との関係なんですけれども、この金額が企業債償還金……。

企業債というのが11ページのところに、これは予定貸借対照表の負債の部になりますけれども、11ページの3、固定負債、ここに企業債ということであります。先ほど企業債償還金ですから、多分固定負債の企業債、流動負債もありますから、それも含んでいるのかも分かりませんが、これを見ますと1億1,800万円ですか、これは円ですね。1億1,800万円の企業債になっているということなんですけど、これはなかなか、飛んでややこしいんですが、19ページです。19ページのところになります。ここに固定負債というのがありまして、ここにも企業債があって、これは令和2年度の予定貸借対照表であります。だから、令和2年度で1億6,500万円となっていますから、ちょっと11ページに戻りますけれども、令和3年度はそれが1億1,800万円に減るということなので、これが先ほどの償還金で、企業債が減っていくということになれば、単純に計算したらあと3年余りで企業債は償還されるというふうに考えられるように思うんですけども、こういう考え方で間違いがないのかどうか。つまり、令和2年度から令和3年度の予定貸借対照表を見ると、企業債が大きく減っております。今年度償還している分もありますから、その償還金の計算からいくと、もう数年で償還が終わるのかと、こういう理解でいいのかどうかということをお伺いします。ちょっとややこしい質問かも知れませんが、申し訳ないですがお願いします。

それから11ページ、今度は予定貸借対照表の方になるんですけど、11ページの投資その他の資産というところなんです。この資産のところ長期貸付金というのがあります。これは2億3,000万円ほどあるんですけど、この長期貸付金というのが一体どこに貸しているのか、それについてお伺いします。先ほどは回収するほうだったんですけど、同じものなのか、違うものなのかということも含めて、ちょっとお伺いします。

**増田委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 上下水道部水道課、福森です。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず投資返還金ですねんけども、先ほど委員おっしゃられたように長期貸付金、これにつきましては、葛城市土地開発公社に長期で貸し付けてるものでありまして、それが今のところ、残高として2億7,500万円残ってしまっていて、それを令和3年度で5,000万円の投資返還金ということで、返ってくるということで予算計上させていただいております。

2つ目に、企業債の件ですねんけど、まず11ページをご覧いただきたいと思います。

11ページの負債の部で固定負債、これ、企業債で1億1,855万4,313円、これにつきまして

は令和3年度の予定貸借対照表ということは、来年の3月31日時点で企業債残高が1億1,855万4,313円、これは令和3年度末の残高になる予定の数字でございます。

ページめくっていただきまして12ページですねんけども、流動負債で(4)の企業債が上がっておりますけれども、これにつきましては、令和3年度において返還する金額、これを予算で計上させていただいてますねんけども、4,715万748円となっております。先ほど委員がおっしゃられた19ページ、20ページにつきましては、これは令和2年度の予定貸借対照表になりますので、19ページの一番下の企業債1億6,570万5,061円、これにつきましては、今年度の見込みですねんけども、今年度の3月31日時点での企業債の現在高になります。

次のページにつきましては、(4)企業債につきましては5,300万円、これは今年度、もう支払いは終わる予定ですねんけど、今年度の予算の計上になっております。先ほどの長期貸付金につきましては、先ほどの1問目のご質問と一緒に、葛城市の土地開発公社に貸付けしているものでございます。

以上です。

(発言する者あり)

**福森水道課長** 償還の最終年度につきましては令和14年度末を、今後起債を借りない場合には令和14年度末で終わる予定になっております。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。投資返還金については、土地開発公社に貸しているお金の回収分5,000万円と。それが2億5,000万円ぐらいあるわけですから、それを全部使えば、要はもう固定負債も流動負債も償還できるような感じなんですけど、なぜ令和、今おっしゃいました、かなり先の令和十何年やと言ってはったかな。

(「14年」の声あり)

**谷原委員** 令和14年までなだらかに行くのか、ちょっとよく分からないんです。これ、再度質問したいと思います。単純に5,000万円ずつ、2億5,000万円借りてるわけですから、5,000万円、5,000万円返していけば、企業債も長期負債も大体3年で返し終わるのが、なぜそんなに長く延びていくのか。新たに借り入れされるということであれば、それでも結構です。その点について伺います。

**増田委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 上下水道部水道課、福森です。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

令和元年度の決算書におきまして、全部貸付け、財務省資金運用部で6個、それから地方公共団体金融機構で6個で、年間で12個ありまして、そのうち金額的には先ほど1億円、令和3年度1億1,000万円となっておりますねんけども、今のところ全部貸付け、償還終期が全て残っていますのが令和14年度、要するに平成14年にお借りしたやつがまだ残っていくということで、金額的には当年度償還金額、例えば令和10年やったら157万円という形が、これが最終的に令和15年まで、同じ金額で払っていくということになりますので、償還金につきましては

今後、元金につきましては令和14年度になりましたら減少する予定になっていますので、最終的には先ほど説明させていただいたように、令和14年度になると。今のところ繰上償還にかかることは、現在のところ予定はございません。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** もう質問だけで。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** なかったら、続いて幾つか質問させていただきます。

ページ数でいうと13ページになります。ちょっと財務のことを聞いてあれですけども、13ページの、これも令和3年度葛城市水道事業会計の予定貸借対照表の方ですけども、7の剰余金のところ、(2)の利益剰余金ということで、建設改良積立金というふうにあります。これが令和2年度の予定貸借対照表では7億1,000万円ぐらいになっていると思うんです。それが大きく減っているんで、何か建設改良ということで今年度やられたのかどうか、そのことについてお伺いします。

あわせて、現在の基金の種類、基金残高が、種類はいいかな。基金残高総額で幾らぐらいに今、なっているのかということをお聞きしたいと。ここへ全部足しただけで、(イ)、(ロ)、(ハ)で全部、全てなのかどうかということも含めて、総額が今幾らぐらいになっているかということをお伺いします。

それから、これは人の話になるかと思うんですけども、22ページです。葛城市水道事業会計の給与費明細書のところになります。私は葛城市の水道事業は大変優良だと思ってます。キャッシュ・フロー計算書を見ても非常に素晴らしいと思います。先ほどの下水道事業とは全く違う経営内容で大きな利益を生み出しているわけですけども、基金もたくさん持っているわけですが、職員です。この職員が前年度と比べて、特別職12人、これは変わらないんですが、一般職の方が9人から8人になっておりますし、その内訳も、会計年度任用職員が増加してるというふうには思うんですが、この職員の人事、人数配当がどうなっているのかということについてお伺いしたいと思います。

以上、お願いします。

**増田委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 上下水道部水道課の福森です。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

令和3年度の建設改良積立金ですけれども、令和2年度では7億1,000万円あった分ですけれども、先ほど部長が説明しましたように、2ページの上の資本的収入及び支出の欄の第4条で、こちらの方で資本的収入が資本的支出に不足する額、3億4,892万7,000円の中に、建設改良費の積立金で補てんするものとなっておりますので、令和2年度7億1,000万円から1億8,000万円引いた分の、一応決算見込みも含めて、予定額ですけれども、その増減額によって5億830万1,122円に減額するというに、その数値で……。

谷原委員 何に支出したか、資本支出したか。

福森水道課長 だから、補てんに充てるためです。要するに、さっき説明した2ページの資本的収入及び支出の予定額で、これが不足する額が3億4,892万7,000円になっています。その不足する額として建設改良積立金に充て、これを支出するという形なので、もともと建設改良積立金ある分が、それが5億何ぼに減額するというようになっております。

谷原委員 分かりました。

福森水道課長 一応令和元年度末で、基金残高として、資金残高として16億1,071万9,980円となって、これは令和元年度決算の段階でそのようになっております。

最後にもう一つ、職員、今の配置につきましては、課長含めて一般職員が7名、それから会計年度任用職員が5名となっております。予算の配分としては、各担当の者がそこに張りつく形で、原水浄水費やったら1名という形、浄水設備費で1名という形で、総係は2名割当てで、3名になっているのは部長の折半という形でなっていますので、一応総係は3名ですけれども、ほかの科目につきましては全て一般職員は1名、あと、それに担当する会計年度任用職員はそれぞれ3名、1名、1名という形で各科目に振り分けさせていただいています。以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 先に基金の方ですけれども、基金の方が約16億円ということで、実際に貸付金もありますから、大体18億円ぐらいなのかなと、18億5,000万円ぐらいなのかなというふうに伺いました。先ほどありました建設改良積立金については分かりました。資本的収支ですから、起債もせずに、収入の方をせずに、起債にせずにこちらの方で取り崩したというふうな理解をさせていただきました。ある意味では健全な、基金があるからこそできる財政運営だなというふうに思います。

最後の人のところですけど、特別職12名は変わらないということですね。ちょっとこれでもう一回お聞きしたいんですが、一般職のところ、本年度が、一般職で会計年度任用職員以外が8名で、会計年度任用職員が5名となっております。これが前年度は会計年度任用職員以外が9名で会計年度任用職員が4名ということなので、会計年度任用職員以外が1名減って、会計年度任用職員が1名増えたという感じなんですけど、これは嘱託員か何かなんですか。ちょっとこれについてお聞かせ願えたらと思います。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 上下水道部水道課、福森です。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年度の人事異動によりまして一般職員1名減になりましたので、今年度の一般職員につきましては前年度より1名減、その1名減を補うために、令和2年度におきまして会計年度任用職員を採用したため、会計年度任用職員は令和3年度におきましては5名ということで、前年度の4名から5名、1人増えているということでここに記載させていただいております。

それと、6名と書いてる、これは一応部長の人件費も入ってるということで、一応6名で上げさせてもらうてます。職員は7名ですねんけど、部長は下水道課と折半いう形になって

ますので、一応その会計年度任用職員という感じで、一般職員は部長も含めた形で6名を上げさせていただいています。

以上でございます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** 僕、1つだけ異様に気になるんですが、40ページの車両運搬具費、公用車購入454万2,000円。これ、多分電気自動車になると思うんです。その前のページ、38ページに戻っていただいたら、クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金28万8,000円が収入で入ってくるということなんですけども、これ、お車の入替えやと聞いているんですけど、入替えする前の車と、入れ替える後の車の車種を聞きたいのと、入れ替える前の車は何に使われていたのかと、その入れ替えた後に、この車は何に使われるのか、ちょっと目的等をお聞かせ願いたいです。

**増田委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 上下水道部水道課、福森です。ただいまの杉本副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

公用車の購入につきましてですけれども、今乗っている車につきましてはカラーワゴンでございます、これにつきましては車検登録から21年がたっており、経年劣化ということで、運転していても不安を感じる状況になるため、車検時の費用も16万円ほどかかるということになっております。安全面、費用面から今回の車両入替えを希望するわけでございます。今使っている内容につきましては材料等の運搬、要するに工事材料とかの運搬とか、給水道具の運搬に今、使用しております。

今回の電気自動車を要求する理由といたしましては大きく2点ございまして、1点目につきましては、災害時の非常用電源からの観点でございます。車両本体は大きな蓄電池になり得るものなので、車両にそれぞれのコンセント差し込み口があり、電源の必要な場合、災害現場まで移動し、電気の供給源になるということで、また車に残された電力量が少なくても、ガソリンがあればそれぞれ給電の継続も可能ですので、停電が長引く際も心強いという形になっております。

次に、2点目としてはその環境性能ということで、現在主流であるガソリン車は脱炭素社会への移行という世界的な流れもあり、2030年代に新車販売をなくするという目標を国が検討していることから、充電インフラ、航続距離等の課題となっており、そのような環境面と実用面との両立、それからガソリン車のいいところ取りをしたという形で購入を予定しております。

一応今後、使うとなっているのは、本市では去年新庄庁舎と當麻庁舎、1台ずつ配備されています。今回は位置関係からも少し離れた場所にある上下水道部へ1台配置し、不測の事態に備えることができると考えております。

以上でございます。

**杉本副委員長** 車種。

**福森水道課長** 車種は三菱のアウトランダーを予定しております。申し訳ございませんでした。

**増田委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 今、カローラワゴンに乗られてて、その入替えで災害時に蓄電池云々かんぬんという話もあるんですけども、450万円という金額をかけて、あそこに発電できる車が本当に要るのかというのが、ちょっと僕、あんまり分からないんですけども、何かほかにもっと理由ないのかなと思うんです。例えば発電機とかそういうの、この前聞いたらガソリンがなかったらあんまり意味がないのかなと思ったりもしたんですけども、そういうところにお金をかけて、これ、もっと国の補助とか入ってきたら分らんでもないんですけども、28万円のために450万円の車を買って、使用用途も特別に、日常はあまり変わらないと、カローラワゴン、今、新車で買うてもこの半分ぐらいで買えるんじゃないのかなと思うんです。それでハイブリッドのやつとかでもありますし、これに決めた、もっと決定的な理由はないんですか。二酸化炭素、環境対策というのは分かりますけども、ハイブリッドも環境対策ですから、今、ちょっと何かその辺の、もっと明確な理由ないんですかね。なければいいですけど。

**増田委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 上下水道部水道課、福森です。ただいまの杉本副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

今、この車種につきましては、先ほども説明させていただいたのと重なりますが、給電が簡単にできることと、4WDということで、被災地の悪路走行が可能なことも考え、全国自治体での導入事例も増えてきていることから、この車種に至った経緯でございます。

以上でございます。

**増田委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 分かりました。災害時に、ほんなら大活躍するということでよろしいですね。分かりました。

以上です。

**増田委員長** ちなみに、ちょっとお聞きしますけど、これ、3台と先ほど言われましたけども、3台と言われましたね。當麻庁舎、新庄庁舎とこと。1台1台、同じ考え方で同じようなタイプの車やということですかね。選択基準はそういうことですかね。それ、もう一回、ほんなら副市長、答えていただけますか。関連することやから、3か所共通の考え方やから。

**溝尾副市長** 昨年度の予算で新庄庁舎と當麻庁舎にはプラグインハイブリッドのやつをやらせていただいて、今回水道の方でも買い替えという時期で、普通の車を買おうかという話もあったんですが、新庄庁舎、當麻庁舎と同じ考え方もありますし、昨年末の菅総理の宣言もありまして、水道は一企業でもありますので、環境対策というものにはお金をかけるのも大事だろうという判断もあり、今回の判断に至ったということになります。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありますか。

岡本委員。

**岡本委員** ちょっと教えてほしいんですけども、1ページ、ここで一応、いつも予算で比較するわけ

やけど、給水戸数、それから年間の給水量、1日平均給水量とあるやんか。この中で戸数を見てたら、前年度から、予算当初で156戸増えてあると思うねん、予算上。ところが給水量7万5,000トンほど減ってる。そこへ、もちろん1日も減ってくるわな。214トンか。節水の関係で減ってきてあるのか、戸数増えてあるのにこれが減ってくる。その理由を教えてくださいのと、有収率、どのぐらいになってるのか。

それから、この予算書の33ページの負担金のところで、原水の取水負担金等、前年度より250万円ほど上がっておるわけで、この理由と、それから次の34ページ、賃借料、配水管の用地等賃借料、これもかなり、50万円ほど上がると。この辺の内容を教えてください。

**増田委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 上下水道部水道課、福森です。ただいまの岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

1ページの給水量が7万5,000トン、1日平均給水量も前年度より、給水戸数は増えているのに減っていることにつきましては、一部の大口事業者の方から、当初、去年までは29万4,000トンの受水申込みがあったんですけど、今年度につきましてはそれより7万4,000トン減の22万トンという形、これはあくまで確約ではございませんが、そういう形の報告がありましたので、その分を引いた形で、給水収益につきましても、年間の給水量につきましてもそういう形で前年度より減額という形、前年度よりは給水量が減少という形で上げさせていただいております。有収率につきましては、予定で95.0%を予定しております。

それから、33ページの原水取水負担金等が増加している理由でございますが、これにつきましては、まず今まで法定福利につきましては、賦課金の負担金の関係で、受益地に係るところから、地目が田になっているのにも関わらず、現況が田の状態じゃないということの指摘がありましたので、その負担金が発生したということで増額になっております。

配水給水の賃借料につきましては、これにつきましては職員による緊急の漏水修繕の工事件数が今年度増加したため、重機のレンタルを、今までは業者応援という形で重機のレンタルをしてたんですけど、これにつきまして費用がかなりかかるということになりましたので、職員で修繕する場合の重機のレンタル費用ということで、賃借料で一応予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 結局、要は年間給水量が減ったというのは7万4,000トン、大口の需要が減ったと。それが即この数字に表れてきてあると、そういうことかい。どこやと言うたらまた怒られるさかいに、想像しとけど、こういうことやな。企業がどこの企業かいうことは。なるほど。

それと、33ページ、これ、大きな声で言われへんしな、言うことは分かったわ。あんまり言うたらちょっと具合悪いからな。

あと、重機のレンタル料、直営でしてくれているということやねんな、この分は。直営やから増えたと。ええことや、そやけどな。業者ばっかりに渡すんじゃないしに、やっぱり自分らが率先していく、この考え方が一番正しいと思う。よろしく願いしときます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** ちょっと岡本委員とかぶるところがあるんですけども、32ページです。先ほどありました有収率なんですけれども、昨年度有収率と今年の有収率、今年の有収率は先ほどおっしゃったと思うので、昨年度はどうやったんか、ちょっと教えてください。

それから2つ目は、これも差し障りがあるんやったら、後で私、資料をもらおうと思うんですが、原水取水負担金等という、33ページ、先ほど岡本委員の指摘あった31節の負担金です。その下の受水費、これ、原水受水費というのがあります。これは原水受水してるのはため池等ですからその受水費及び、それから関係で36ページ、10節の報償費というところで上がっておりますけれども、取水大字報償費ということで、これはまた報償費いう形で出てるんですが、それぞれどういう大字でどういう金額かというのはまた、直接言うといろいろあるんですが、これはいろいろ意見も承ることもあるので、またよろしく願いいたします。これは整理してそれなりに、水道事業についての発展のためにきれいに整理できたらなという思いで、どういう状態かということを私、ちょっと知りたいと思ひまして。いろいろここで、ネット中継もされていますし差し障りが、これは非常に、要は不公平感がないようにしていくということが大事なことだろうと思うので、そういう問題があるということで指摘しておきますが、またよろしく願いします。伺います。

それから39ページのところになるんだらうと思うんですが、これは資本的支出だったか、僕、どこでかちょっとあれなんですけど、今年度の予算で施設整備計画等設計委託ということで、委託料を計上されてました。これは1,300万円程度の計上で今年度されているわけですけども、当然今年度末になっていますから、この施設整備計画等設計委託ということは出来上がってるんだらうと思うんですが、どういうものだったのかということ。それから議員でもこれを拝見することができるようなものなのか、そういうことをちょっとお聞きします。葛城市の水道事業の将来をどう考えるかという上で、これだけのお金をかけて検討を、施設設備がどうかという計画ですから、大変私も今後の葛城市の水道事業にあっては大事な計画なのだろうと思うので、この内容等をお聞きしたいと思ひます。有収率の点と、この2つお願いします。

**増田委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 上下水道部水道課、福森です。

まず1点目、有収率ですねんけども、令和元年度におきましては96.07%になっております。老朽度調査は、今年度老朽度調査を策定いたしましたけれども、3浄水場におきまして各、主に機械設備、電気設備を老朽度調査いたしまして、そこからAからEいう形で、Aはまだ更新する必要がないいう形で、全部優先順位の形でつけさせていただきまして、それを中期計画ということで、今のところ5年間の費用、金額、それぞれの施設、主にさっき説明した機械設備、電気設備、3浄水場ありますねんけど、その優先順位をつけた形でありまして、それを中心に今後更新をしていくいう形で、今年度予算をそういう形で上げさせていただいております。ただ、県域一体化の話もありますので、ちょっとそこらの額につきま

しては、例年よりはちょっと減額という形にはしてますねんけども、そういった形で、緊急を要する場合は全部こういう形で、5年計画で立てて、毎年予算計上をする予定でございます。以上です。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 有収率の関係ですが、ちょっと落ちたのかなと思うんですが、31ページのところ、供給単価、これが昨年度よりちょっと単価が下がって、138円61銭になってますし、それから給水原価、今度32ページの方、127円74銭と、こちらの方はちょっと上がったたりしてるんですけども、有収率が昨年と比べて変わったその要因、変化した理由、変わった理由、それについてちょっとお伺いできますでしょうか。それは直感的なものでもいいんだし、この中でこの費目がこれだけ変化したということが分かればそれでも結構ですので、よろしくお願ひします。

施設設備計画につきましては、内容はよく分かりました。

以上です。

**増田委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 上下水道部水道課、福森です。

まず有収率の件でよろしいですか。有収率、今年度につきましてはあくまで予定という形で上げさせていただいてますので、過去見させていただきましても、大体95%前後という形で有収率が推移していますので、一応予定という形で、95%という形で上げさせていただいてます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 予定ですので、決算のときにちゃんとまたお聞きします。意見ですけれども、葛城市の水道事業については、この決算書を見ても私は非常に優れてるなと思います。キャッシュ・フロー計算書は、下水道と比べたら非常によく分かるんですけども、基本的なキャッシュ・フロー計算書なんかの見方にしても、いわゆる営業、業務活動によるキャッシュ・フロー、それから2の投資活動によるキャッシュ・フロー、3の財務活動によるキャッシュ・フロー、大体3つのキャッシュ・フローの指標があるわけですけども、業務活動によるキャッシュ・フローは黒字と。投資活動、これは投資をよくやるわけですから赤字になると。それから財務活動、これは借金を返すから赤字になると。トータルで純利益が出てるということやから、非常に優秀な会社だと思います。一方、下水道の方は、業務活動におけるキャッシュ・フローは赤字、それから投資活動によるキャッシュ・フローも赤字、そして財務活動によるキャッシュ・フローも赤字と。つまり借金も返し、投資もせなあかんけど、全然利益が上がってないということですから、これは倒産寸前というふうなことだろうと思います。その意味では、昨年でしたか、地方公営企業会計の方に下水道事業会計が移ったということで、これも完全に移行するのかどうかということで議論をしましたが、将来これが1つになるのの懸念してるわけですけども、私は、下水道事業は公的な資金が入らないとなかなか運営できないけれども、水道事業の方は非常に、単独で利益も上げ、さらにはコロナ禍で基本料金まで、この利益の中から下げることもできるという、全く一般会計にも負担かける

ことなく市民に恩恵を与えている、素晴らしい会計だと思っております。

以上、申し上げます、意見とします。

**増田委員長** 井邑部長。

**井邑上下水道部長** ただいまの谷原委員の発言につきまして、1点だけ。先ほど下水道事業のキャッシュ・フローが、業務活動におけるキャッシュ・フローが赤字とおっしゃっていましたが、黒字でございますので、その部分、お願いいたします。

**谷原委員** ちょっと言い足りませんでした。要は一般会計から入れてるから黒字になってるということなので、独立採算でいくと赤字だという、すいません。民間企業的な発想で申し訳ございません、独立採算で考えておりました。確かにこの中では黒字となっております。これは一般会計に依存しているということであろうと思います。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第39号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** ご異議なしと認めます。

よって、議第39号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託をされました審査が全て終了をいたしました。

ここで委員外議員から発言の申出があれば許可をいたします。

奥本議員。

(奥本議員の発言あり)

**増田委員長** 以上で委員外議員からの発言を終結いたします。

皆さん方、非常に長時間にわたりましてご審議賜りまして、ご苦労さまでございました。私、委員長としていろいろお話を聞かせていただいて、今回の特徴として、非常に各委員が共通して課題を、関連質問で、複数の方が同じ課題についてご協議、意見を述べられてたというのがすごく印象に残っております。これは各委員が、それぞれが感じたことじゃなしに、このことに関しては複数の方が、これはいかながなものかと言われていることに関しては重要な課題であるかなというふうに思いますので、もう一度、そういう複数のご意見を頂戴した部分というのは特に今後の大きな課題であるのかなというふうに思いますし、予算はこれを

可決をしたということではございますが、貴重なご意見たくさんいただいたということを理事者側、しっかりと受け止めていただいて、令和3年の事業に取り組んでいただけますよう私の方からもお願いを申し上げまして、最後のご挨拶とさせていただきます。どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後5時12分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

増田 順弘

予算特別委員会副委員長

杉本 訓規